

平成23年第1回定例会
政策総務常任委員会説明資料
目次

◎所管事項

- 1 水力発電事業の民間譲渡について 1
- 2 三重県新エネルギービジョンの策定（中間案）について 13
- 3 JR名松線について 17
- 4 情報化推進の取組について 19
- 5 伊勢志摩であい交流スクエア整備用地（まつり博跡地）の利用について . . 25
- 6 熊野古道等を生かした地域活性化について 27
- 7 「美し国おこし・三重」の取組について 29
- 8 平成21年度包括外部監査結果に対する対応結果について 41

【別冊資料】

（別冊） 三重県新エネルギービジョン（中間案）

平成23年3月7日
政策部

1 水力発電事業の民間譲渡について

1 水力発電事業の民間譲渡について

水力発電事業の民間譲渡については、平成18年3月に県議会から三重県企業庁の民営化に向けたご提言をいただきました。

県は、平成19年2月に示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」において、「水力発電事業は一定の公的関与の必要性はあるものの、民間譲渡した場合であっても事業の継続が期待できることから、民間譲渡をまずは検討すべき選択肢」と判断したところです。

また譲渡条件としては、

- ① 適正な譲渡価格に加え、
- ② すべての発電所が継続して運営されること
- ③ 地域貢献の取組が継続されること

を基本としながら、総合的な視点で検討を行うこととしたところです。

2 中部電力株式会社を譲渡先としたことについて

水力発電事業の譲渡先については、水力発電やダム管理の技術、運営実績を有することなどの条件により候補を選定し、技術力・経営体制・地域対応力を考慮のうえ、有識者の意見も踏まえて検討を行い、中部電力㈱を譲渡交渉先として決定いたしました。

これを受け、平成19年10月から、前述の3つを譲渡条件の基本として示し、随意契約を前提として中部電力㈱と協議を進めてきました。

3 中部電力㈱との協議経過について

(1) 地域貢献等の課題への対応について

平成20年10月に県議会からいただいた「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けた提言」を踏まえ、中部電力㈱との協議にあたっては、地域貢献、設備、用地等の課題について協議を進めました。

特に、平成21年3月に中部電力㈱と締結した確認書における地域貢献課題14項目のうち、緊急発電放流、森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策の3項目については、地域へも説明をしながら対応を整理してきました。

(2) 譲渡範囲について

譲渡条件のひとつである「すべての発電所が継続して運営されること」を基本に協議を進めてきました。

(3) 譲渡時期について

平成22年度末の譲渡目標時期としていましたが、中部電力㈱が譲渡後の運転監視システムを構築するために3年から4年程度要することとなり、譲渡完了目標時期を平成25年度又は平成26年度として、施工手順や譲渡方法について協議を進めてきました。

(4) 譲渡価格について

公平性、透明性を担保できる適切な価格となるよう資産の観点、他県での譲渡事例、収益性を考慮した事業価値など、様々な要素を踏まえて検討するなかで、県民の方にご納得いただける適正な価格となるよう協議を行ってきたところです。

具体的には、「これまで企業庁が投資した自己資金分については回収を行う」という考え方により、資産の価値を示す水力発電事業の固定資産帳簿価格（平成25年度末で約123億円程度と見込んでいます）から、譲渡する資産に含まれている国庫補助金相当分（約18億円程度と見込んでいます）を差し引いた105億円を譲渡価格として交渉に臨んできたところです。

4 中部電力㈱との協議を踏まえた今後の方向性について

中部電力㈱と協議を重ねてきた結果、譲渡譲受の課題について、仮契約となる基本合意あるいは譲渡譲受までに県が確実に解決することを条件に、次の方向性で譲渡譲受を進めていきます。

(1) 譲渡価格について

中部電力㈱とは価格の考え方に違いはあるものの、額については105億円（消費税相当額を除く）とすることで協議を進めます。

この価格は、他県での譲渡事例資料1や企業の価値を評価する方法で、一般的な企業買収で用いられる収益還元法による算定結果から見ても、譲渡条件の基本としていた「適正な譲渡価格」が満たされているものと考えています。

(2) 地域貢献等の課題への対応について

地域貢献課題14項目のうち、緊急発電放流、森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策を除く11項目については、譲渡後も中部電力㈱により継続していきます。

また残る3つの課題については、次のとおり対応していくことにします。

① 緊急発電放流について

宮川流域の治水対策については、「事前放流」など宮川ダムの治水機能の強化を図っており、下流地域の安全が確保されると考えていることから、緊急発電放流については譲渡条件としないこととし、引き続き県が宮川流域における安全対策に努めていくこととします。

② 森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策について

これらの事業については、地元にとっても大切な事業であることから、その対応費用については、譲渡価格の中から県が事業費を負担することにより両事業の継続を図っていくこととします。

なお、中部電力㈱は奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画する方向で進めています。

(3) 譲渡範囲について

企業庁が所有するすべての水力発電所（10箇所）及びダム（三瀬谷、不動谷）における発電に必要な設備、用地及び権利を譲渡します。

なお、発電用施設以外の寮・公舎等の建物や土地については、企業庁において適切に処分等の対応を行っていきます。

発電所の概要

発電所名	所在地	運転開始年月	最大出力(kw)
長	多気郡大台町	昭和29年1月	2,600
宮川第一	北牟婁郡紀北町	昭和32年4月	25,600
宮川第二	北牟婁郡紀北町	昭和33年1月	28,600
宮川第三	多気郡大台町	昭和37年3月	12,000
三瀬谷	多気郡大台町	昭和42年4月	11,400
大和谷	多気郡大台町	昭和60年6月	6,400
青蓮寺	名張市中知山	昭和45年6月	2,000
蓮	松阪市飯高町	平成2年4月	4,800
青田	松阪市飯高町	平成7年10月	2,800
比奈知	名張市上比奈知	平成10年12月	1,800
合計			98,000

(4) 譲渡時期等について

① 譲渡方法について

中部電力㈱に譲渡するにあたり、10箇所の水力発電所の運転監視システム整備が必要ですが、整備に伴う発電停止のロスを最小限に抑えることにより、クリーンエネルギーとしての水力エネルギーを無駄なく利用できるという観点から、準備の整った発電所を順次引き渡す段階的な譲渡を行いたいと考えています。

スケジュールとしては、本年6月頃に仮契約となる基本合意書が締結できることを前提に、平成24年度末から段階的に譲渡を開始し、平成26年度末までの3年間において10箇所すべての発電所の譲渡が完了します。

なお、段階的な譲渡においても、運転管理等の必要経費については、総括原価方式による料金算定のもと、中部電力㈱からの料金収入で手当てされることから、県に不利益は生じません。

② 譲渡時期（段階的な譲渡）のスケジュール（※）

譲渡対象発電所	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
3箇所の発電所	基本合意	機器発注(中電)	譲渡	現地工事(中電)
3箇所の発電所		機器発注(中電)	譲渡	現地工事(中電)
4箇所の発電所		機器発注(中電)	譲渡	現地工事

※ 本年6月頃に仮契約となる基本合意を締結した場合の段階的な譲渡のイメージであり、譲渡する発電所の順番等については、今後詳細を中部電力㈱と協議します。

5 今後の対応について

(1) 確認書の締結に向けて

これまでの協議経過を踏まえて、中部電力㈱と、水力発電施設の譲渡譲受に関する方向性として、譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等について、本年度末までに、確認書を取り交わしたいと考えています。

(2) 基本合意及び譲渡譲受に向けて

上記の確認書を取り交わした後は、本年6月末頃までに仮契約となる基本合意を締結して、その後に譲渡譲受の契約を行っていきたいと考えています。

今後、県において、「粟生頭首工直下で $3\text{m}^3/\text{s}$ を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万 m^3 を限度として放流する」ための流量回復のルールづくり、水利権の継承等についての河川法上の手続きなどを進めていきます。**資料2**

なお、課題解決の確実な見通しが得られなければ、基本合意時期を含めて県と中部電力㈱で再度協議を行うこととします。

(3) 条例改正に向けて

水力発電施設の譲渡に伴う設置条例の改正などの事項については、必要な時期に県議会へ諮ってまいりたいと考えています。

(4) 地元市町等への対応に向けて

地元市町からいただいた要望についても、民間譲渡を踏まえて、関係する市町や団体等と十分に協議をしていくなかで対応してまいります。

他県の水力発電事業譲渡の事例

資料 1

		広島	福島	和歌山	埼玉	青森	兵庫	福井	石川	三重
発電所	施設数	1	4	3	6	1	1	7(風力 1)	7(風力 2)	10
	最大出力 (kW)	700	7,600	29,600	31,400	11,000	5,000	50,000 (1,800)	39,700 (3,600)	98,000
	供給電力量 (千kWh/年)	3,540	33,931	106,053	90,817	46,563	25,600	240,700	177,110	296,623
固定資産帳簿価格 (億円)		2.1 (H13末)	45.2 (H15末)	84.8 (H15末)	42.8 (H18末)	15.7 (H19末)	7.2 (H20末)	81.7 (H20末)	78.7 (H20末)	123 (H25末試算)
企業債未償還額 (億円)		1.5	34.7	46.5	23.4 (H17末)	5.4 (H19末)	3.2 (H20末)	22.3 (H20末)	21.3 (H20末)	21 (H25末試算)
譲渡価格(税抜き) (億円)		0.3	29.5	42.5	23.6 (税込)	6.35	4.56	72	71.35	(105)
譲渡(目標)年月日		H15.3.31	H17.3.31	H17.3.31	H20.3.31	H20.3.31	21年度末	21年度末	21年度末	(24~26年度末)
譲渡先(交渉先)		中国電力	東星興業 (東北電力子会社)	関西電力	東京発電 (東京電力子会社)	東北電力	関西電力	北陸電力	北陸電力	(中部電力)

7

(1) 地域貢献の取組課題

確認書(H21.3.30 確認書 別紙2その1)に記載した課題		基本合意あるいは譲渡譲受に向けた対応方針
項目	内容	
1	宮川の流量回復 ○宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、水利使用規則に定められた宮川ダムからの河川維持放流量（毎秒0.37m ³ ）に、発電用貯留水から毎秒0.13m ³ を上乗せした毎秒0.5m ³ の放流を平成18年4月から実施している。 ○流域関係市町からの更なる流量回復への要望や、県議会「宮川プロジェクト会議」における議論の内容を踏まえ、県は「流量回復についての基本姿勢（案）」に基づき対応していくこととし、その中で新たに「粟生頭首工直下で毎秒3m ³ を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m ³ を限度に放流する」方針としたところ、県議会からもこの方針を尊重する旨の提言が出された。	○県は関係箇所（市町及び関係団体）との調整を行いながら、「粟生頭首工直下で毎秒3m ³ /sを下回る場合に、宮川ダムから年間1,000万m ³ を限度として放流する」ための具体的運用ルールや流量測定方法を策定する。中部電力もその策定に協力する。 ○譲渡後は、県が「宮川ダム直下0.5m ³ /s、粟生頭首工直下3.0m ³ /s」の運用の検証や流域全体での議論の方向なども見極めながら、「宮川流域振興調整会議」において慎重に検討していく。
2	治水機能の確保 ①宮川ダムにおける事前放流等 ○治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。 ○宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。	○中部電力は事前放流の協力について、覚書に基づき現在の運用を継続する。 ○中部電力は宮川ダム放流と連携した三瀬谷ダムの運用を継続する。
3	②三浦湾への緊急発電放流 ○H16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。	○宮川流域の治水対策については、「事前放流」など宮川ダムの治水機能の強化を図っており、下流域の安全が確保されると考えていることから、緊急発電放流については譲渡条件としないこととし、引き続き県が宮川流域における安全対策に努める。
4	③三瀬谷ダム湖内の砂利採取 ○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。	○中部電力はダム運用に支障のない範囲で協力を継続する。
5	灌漑補給（三瀬谷ダム、宮川ダム） ○宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づく運用を行っている。 ○濁水時には、宮川濁水調整協議会の調整などに基づくダムや発電所の運用を行っている。	○中部電力は協定に基づき現在の運用を継続する。 ○中部電力は濁水時には、濁水協議会での調整結果に基づく運用を行う。
6	三瀬谷ダムの工業用水 ○南伊勢工業用水道事業を廃止することとし、関係市町の同意を得ている。	○南伊勢工業用水道事業を関係市町の同意を得たうえで廃止したため、三瀬谷ダムは発電専用ダムとして中部電力が運用する。 ○なお、工業用水の需要が発生した場合の代替水源としては、連ダムの未利用水源や地下水の活用を含め、県が適切に対応する。
7	森林環境の保全 ○県が実施する森林環境創造事業に対して、企業庁は宮川ダム上流域等の県補助金額を負担している。	○地元にとっても大切な事業であることから、その対応費用については、譲渡価格の中から県が事業費を負担することにより事業の継続を図る。
8	稚鮎の放流（三瀬谷ダム） ○三瀬谷ダム建設時に漁協と交換した覚書に基づき、補償として鮎放流に対する経費負担を行っている。	○中部電力は覚書に基づき現在の補償を継続する。
9	三浦湾漁場環境の保全（濁水調整） ○宮川第一、第二発電所の濁水時の発電運用に関しては、協定に基づき、濁水時には発電を停止する運用を行っている。	○中部電力は協定に基づき現在の運用を継続する。
10	三瀬谷ダムの流木除去 ○ダム運用に支障とならないよう、企業庁は必要に応じ流木除去を実施している。	○中部電力はダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続する。
11	関連施設 ①三瀬谷ダム湖の漕艇場 ○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。	○中部電力は協定に基づき現在の運用を継続する。
12	②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行 ○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備解放を行っている。	○中部電力は協定に基づき現在の運用を継続する。
13	三瀬谷ダム下流の濁水対策 ○三瀬谷ダム下流の濁水の漁業への影響について、関係者から一定の対策を求められており、ダム管理者として今後の対応を検討している。	○企業庁は漁協との影響緩和策に関する協定に基づき、協定期間において現在の運用を継続する。
14	奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画 ○奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画している。	○地元にとっても大切な事業であることから、その対応費用については、譲渡価格の中から県が事業費を負担することにより事業の継続を図る。 ○中部電力は奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画する方向で協議を進めていく。

(2) 地域貢献以外（用地、設備等）の取組課題

項 目		基本合意あるいは譲渡譲受に向けた県の取組
1	用地関連	<ul style="list-style-type: none"> ○用地境界の明確化 ○未登記土地の解消 など
2	設備関連	<ul style="list-style-type: none"> ○現地設備と合致した設備管理用図面の整備 ○諸法令への対応確認（届出確認、技術基準への適合確認など） ○PCB含有機器類の取替 ○宮川第三発電所建物のクラックの改修 ○大和谷発電所主要変圧器の基礎沈下対策 ○必要箇所の修繕 など
3	水利権の継承およびその他の河川法等手続	○河川法に基づく譲渡譲受に必要な手続（河川法第23条および第34条手続等）や運用上の諸規程の整理などについて完了していること。

(3) 譲渡価格、譲渡範囲、譲渡時期

項 目		基本合意あるいは譲渡譲受に向けた県の取組
1	譲渡価格	○105億円（消費税相当額を除く）とすることで協議を進める。
2	譲渡範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○企業庁が所有するすべての水力発電所（10箇所）及びダム（三瀬谷、不動谷）における発電に必要な設備、用地及び権利を譲渡する。 ○発電用施設以外の寮・公舎等の建物や土地については、企業庁において適切に処分等の対応を行う。
3	譲渡時期	<ul style="list-style-type: none"> ○本年6月頃に仮契約となる基本合意書が締結できることを前提に、平成24年度末から段階的に譲渡を開始し、平成26年度末までの3年間に於いて準備の整った発電所を順次引き渡す段階的な譲渡を行う。 ○上記の際、運転管理等の必要経費については、総括原価方式による料金算定のもと、中部電力㈱からの料金収入で手当てする。

なお、課題解決の確実な見通しが得られなければ、基本合意時期を含めて県と中部電力㈱で再度協議を行う。

2 三重県新エネルギービジョンの策定（中間案）について

1 ビジョンの趣旨

県では平成12年3月に「三重県新エネルギービジョン」を策定（平成17年3月改定）し、環境負荷が少ない循環型社会の構築、地域での石油に依存しないエネルギーの供給体制の強化、エネルギー問題の解決に向けた地域レベルでの貢献、新エネルギー産業の育成による地域経済の活性化をねらいとして、新エネルギーの導入促進に取り組んできました。

現行のビジョンの目標が平成22年度（2010年度）末までであることや新エネルギーを取り巻く状況変化などを踏まえ、引き続き新エネルギーの積極的な導入を促進するため、新たなビジョンを策定します。

2 目標年度

10年先を見据えて、目標年度は平成32年度（2020年度）とします。

3 策定のポイント（現行ビジョンからの変更点）

次の新たな3つの視点を踏まえ、ビジョンを策定します。

(1) 理念・将来像の提示

新たなビジョンでは、新エネルギーの導入促進を図っていく県としての理念を明らかにし、県民、事業者及び行政が共通の認識を持って取り組むことで、将来像として、「新エネルギーの導入が進んだ社会」、「環境に配慮し効率的なエネルギー利用が進んだ社会」、「新エネルギー関連産業の振興による元気な社会」の実現を目指します。

(2) 対象とする新エネルギー種類の変更

現行のビジョンでは目標設定の対象を8種類としていたものを法令の改正等、新エネルギーに関連する状況変化を踏まえ、廃棄物発電（バイオマス由来の廃棄物発電）をバイオマス発電に含めるとともに、太陽熱利用、中小規模水力発電、ヒートポンプを追加することにより、新たなビジョンでは次の10種類とします。

- ①太陽光発電、②太陽熱利用、③風力発電、
- ④バイオマス発電（バイオマス由来の廃棄物発電を含む）、
- ⑤バイオマス熱利用（バイオマス由来の廃棄物熱利用を含む）、
- ⑥中小規模水力発電（未利用水力を利用する1,000kW以下のもの）、
- ⑦コージェネレーション（民生用、産業用で天然ガス以外のものも含む）、
- ⑧燃料電池、⑨クリーンエネルギー自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車など）、
- ⑩ヒートポンプ（家庭用の空気熱を利用した給湯器、地中熱を利用した空調機）

(3) 目標値の表現の工夫

目標設定にあたっては、従来の原油換算のほか、世帯数換算や温室効果ガス削減効果（二酸化炭素換算）を加えることで、より県民の方々にわかりやすいよう工夫を行います。

4 新たな導入目標

(1) 目標設定の考え方

新エネルギーは種類によって県民や事業者の導入意向、導入実績、技術開発の状況、国が掲げる目標量が異なります。

このため、本ビジョンでは、対象とする新エネルギーの種類ごとの導入目標を、国の「長期エネルギー需給見通し」による目標量を基本に、県民や事業者の導入意向、三重県の現状や地域特性などを考慮して設定し、その総量（原油換算）を県内における導入目標とします。

(2) 導入目標

平成 32 年度（2020 年度）末までに、原油換算で 81 万 3 千キロリットル（県内における最終エネルギー消費の約 10%、一般家庭で消費されるエネルギーの約 43 万 8 千世帯分）に相当する量を県内に導入することを目標とします。

また、温室効果ガス削減効果として二酸化炭素換算すると約 169 万トン-CO₂に相当します。

(参考)

現行ビジョンの導入目標は、平成 22 年度末までに原油換算で 31 万キロリットルに相当する量を県内に導入することとしており、平成 21 年度末までの導入実績は約 27 万 2 千キロリットルで約 88%の進捗率となっています。

5 今後のスケジュール

平成 23 年 3 月	政策総務常任委員会へ報告 パブリックコメントの実施
平成 23 年 4 月中旬	三重県新エネルギービジョン策定懇話会（外部検討） 三重県新エネルギー推進幹事会（庁内室長レベル） 三重県新エネルギー推進本部（庁内部長レベル）
平成 23 年度	議案提案

新たな「三重県新エネルギービジョン」(中間案)

理念

**新エネルギーを活用した
地域におけるエネルギー自給力の向上**

将来像

理念を踏まえ、多様な主体の新エネルギーに関する取組により、次に掲げる社会の実現を目指していきます。

新エネルギーの導入が進んだ社会

多くの家庭や事業所、公共施設においては、太陽光発電、太陽熱利用などの身近な新エネルギーが導入され、農山漁村では未利用となっていたバイオマスを利用した発電や熱利用、農業用水路など既存の施設を活用した小水力発電、風況を生かした風力発電の導入などが進み、エネルギー自給力の高い社会となっています。

環境に配慮し効率的なエネルギー利用が進んだ社会

家庭や事業所ではヒートポンプ式などの高効率給湯器やコージェネレーション、燃料電池の導入が進み、エネルギーが効率的に利用されています。運輸部門ではハイブリッド自動車や電気自動車などのクリーンエネルギー自動車の導入が進んでいます。

新エネルギー関連産業の振興による元気な社会

新エネルギーを積極的に導入することによって、さらなる関連産業の需要が創出されるとともに、県内の大学及び事業者等の研究開発力を生かして、新エネルギーに関連する産業が成長しています。さらにこれらの産業が新たに立地することで雇用も創出され、地域経済が活性化し元気な社会となっています。

現状

- 現行ビジョンでは、平成22年度(2010年度)末までに、原油換算で31万kℓの導入を目標
- 平成21年度(2009年度)末までの導入実績は、原油換算で約27万2千kℓ(進捗率約88%)
- 新エネルギーの導入は、出力の不安定性や高コストなどの課題がある
- 現在のところ安定供給量の課題もあるが、長期的にはエネルギー自給率の向上やエネルギー供給源の多様化、地球温暖化対策への効果が見込まれている
- 産業振興への波及効果が期待されている

目標

平成32年度(2020年度)末までに、原油換算で81万3千kℓに相当する量の新エネルギーを県内に導入

- これは、
- ・平成20年度(2008年度)の三重県における最終エネルギー消費量837万kℓの約10%に相当
 - ・一般家庭で消費されるエネルギーの約43万8千世帯分に相当
 - ・二酸化炭素換算で約169万トンの温室効果ガス排出削減に相当

基本方向

【新エネルギーの導入促進】

家庭・事業所における新エネルギーの導入

環境と調和した新エネルギーの導入

まちづくりにおける新エネルギーの導入

新エネルギーに関する人づくり、組織づくり

【エネルギー利用の効率化】

家庭・事業所等における革新的なエネルギー高度利用技術の導入

【新エネルギー関連産業の振興】

新エネルギー関連産業の育成等

基本取組

①住宅等における太陽光発電等の導入促進

日常生活で消費しているエネルギーを新エネルギーへ転換されるよう、家庭への新エネルギー設備の導入促進を図ります。

②ビル、工場等における太陽光発電等の導入促進

事業活動の過程で消費しているエネルギーを新エネルギーへ転換されるよう、事業所への太陽光発電設備等の導入促進を図ります。

③公共施設における太陽光発電等の率先導入

④風力・中小規模水力発電施設の導入促進

自然環境や住環境との調和に十分留意しつつ、風力発電や、既存施設を活用した中小規模水力発電が適切に導入されるよう取り組めます。

⑤バイオマス発電・熱利用等の導入促進

各地域の特性に応じた効率的なバイオマスのエネルギー利用が進むよう、支援のあり方を検討していきます。

⑥地域冷暖房などにおける新エネルギーの導入促進

まちづくりの中で積極的な新エネルギーの導入を検討するとともに、新エネルギーの導入を単なるエネルギーの問題に限定せず、地域を活性化させる特色あるまちづくり・地域づくりにつながる取組を検討します。

⑦新エネルギーに関する情報提供、普及啓発

⑧新エネルギーに関する人材育成

体系的な環境・エネルギーの教育の充実をはじめ、さまざまな手段を活用した情報提供・広報活動を通じて人材育成を図ります。

⑨家庭における高効率給湯器等の導入

家庭でのエネルギー消費を抑制していくために、高効率給湯器等の導入促進に向けて普及啓発を進めます。

⑩企業における生産性向上設備(コージェネなど)の導入

事業活動におけるエネルギー消費の抑制とともに、企業が生産性向上に資するコージェネレーションなどの導入促進に向けた普及啓発を進めます。

⑪クリーンエネルギー自動車の導入・インフラ整備

量産・実用化が進むクリーンエネルギー自動車に転換することによって、化石燃料の消費抑制につなげるよう、クリーンエネルギー自動車の導入推進に向けた取組を行います。

⑫新エネルギーに関する研究開発の促進

⑬新エネルギー産業に関する設備投資及び立地の促進

成長分野である新エネルギーをはじめとする環境・エネルギー関連産業の集積を図るなど、県内経済の活性化に向けた取組を行います。

3 JR名松線について

1 経緯

- ① JR名松線は、平成 21 年 10 月の台風 18 号による被災後、松阪・家城間は運行が再開されたものの、家城・伊勢奥津間はバスによる代行輸送が続いています。
- ② 平成 21 年 11 月から 22 年 1 月に現地調査等を実施したところ、大規模な山腹崩壊等は確認されず、名松線を災害前の状態（安全確保のための時間雨量 20mm で運転を抑止）に復旧するには、県として特段の対策は必要ないという調査結果をまとめました。
- ③ その後、4 月に、JR東海から、鉄道運行の安全・安定輸送を確保するためには、40 の沢不安定箇所等の改善が必要で、そのための対策工事は自治体（津市、県）で実施すべきとの考え方が示されました。
- ④ これを受け、県は、山林周辺部からの影響を未然に防ぎ、予防的に安全を確保するという観点から、有識者を交えて津市とともに、JR東海提案の対策工書の必要性などについて現地調査を行い、JRから提案のあった 40 箇所のうち 20 箇所は提案どおり、残りの 20 箇所については一部実施又は他の方法で対策工事を実施することが適当との調査結果をとりまとめました。
- ⑤ 県と津市が JR東海と協議を進めている中、11 月、JR東海から、自治体による十分な治山対策や水路整備が行われ、その後の維持管理も適切に行われるならば、復旧する旨の考えが示されました。
これを受け、JR東海、津市、県の 3 者で、「県は治山事業を行い、津市は水路整備事業を行うとともに、県・市はその後の維持管理も行う。JR東海は、県・市の対策工書の完了に合わせ、鉄道施設復旧工事を完了し、名松線の運行を再開する」ことで、協議を行っているところです。
なお、治山事業については、工期は概ね 5 年程度、工事費は概算で 5 億円程度と見込んでおり、平成 23 年度当初予算（環境森林部）で「JR名松線関連緊急治山事業費」として 1 億 9 千万円を計上しています。

2 今後の対応

今後、予算の議決をいただいたうえで、JR東海、津市、県の 3 者で、復旧工事にかかる協定を年度内に締結し、早期に事業に着手してまいります。

4 情報化推進の取組について

1 平成23年度情報システム関連予算について

平成23年度当初の情報システム関連予算の予算要求前審査対象は201システムで、契約ベースでは536件、審査対象額は61億7千万円でした。

今年度の予算要求前審査は、新しい調達ガイドラインで定めた「情報システムの予算要求に係る基本方針」に基づき実施し、新規開発における緊急性や検討の熟度が低いなどの理由により、約5億7千万円の削減を行いました。

予算査定後の最終的な当初予算額は50億7千万円となり、前年度と比較して約9億8千万円減少しました。

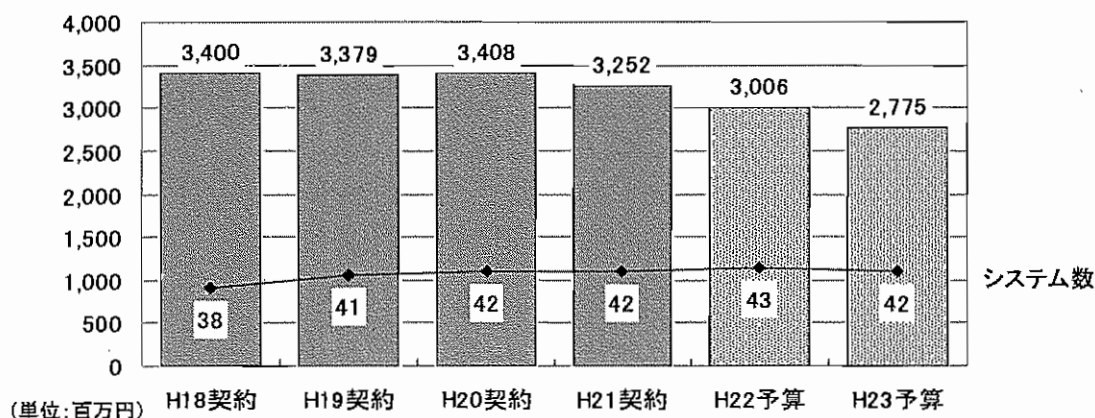
減少の理由は、総合医療センター医療情報システム及び警察通信指令システムの再構築等が完了したことや、IT投資適正化の取組によりランニングコストの削減が進んだことによるものです。

【予算要求前審査結果】

区 分		平成22年度当初予算	平成23年度当初予算
審 査	審査対象システム数	197 システム	201 システム
	審査対象額	74 億 2 千万円	61 億 7 千万円
	要求を妥当とした額	51 億 5 千万円	48 億 4 千万円
	予算検討が必要とした額	17 億 0 千万円	7 億 6 千万円
	削減額	5 億 7 千万円	5 億 7 千万円
当初予算額		60 億 5 千万円	50 億 7 千万円

2 IT投資コスト削減に向けたこれまでの取組の成果について

IT投資コストの削減のため、これまでトータルライフサイクルコストによる評価・調達の実施等の取組を進めてきましたが、その結果、県が運用している情報システムの運用管理費(ランニングコスト)は平成21年度から減少を続け、大規模システム^{注1}の平成23年度の当初予算額は前年度と比べ約2億3千万円減少しました。



注1)大規模システム:年間経費(将来見込みを含む)が5千万円以上のシステム。(42システムが該当)

3 C I O補佐業務について

C I O補佐業務におけるこれまでの取組により、情報システム調達における支援・審査のしくみが整い、調達の適正化が図られるなど、一定の成果が得られましたが、今後は、さらなる効果的なコスト削減策や既存システムの評価手法の確立が課題と考えています。

なお、現在の委託契約が今年度で満了することに伴い、これらの課題に対応するため、来年度以降も引き続きC I O補佐業務を委託し、I T投資管理体制の強化を図っていくことを考えています。

○契約期間：平成23年4月1日～平成25年3月29日（2か年）

○予算額　：平成23年度4,800万円

平成24年度4,800万円（合計9,600万円）

4 クラウドコンピューティング（クラウド）^{注2}の活用について

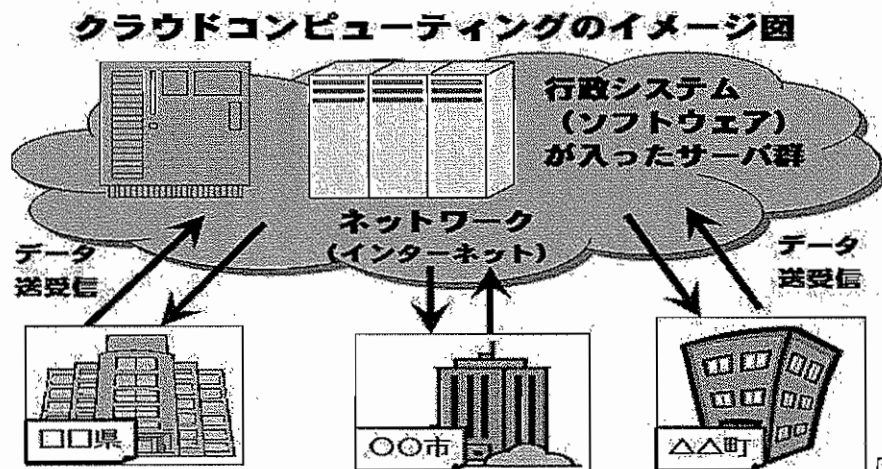
クラウドは、I T投資コストの削減や、システム運用要員の負担軽減、短期間でシステム導入が可能などの効果が期待できることから、その活用に取り組んでいます。

県では、図書館総合情報システムや防災情報提供プラットフォームの一部にクラウドを活用することで効果を上げており、今後もその活用に向けた検討を進めていきます。

一方、国は市町村の情報システム（住民税、国民健康保険等）へのクラウド導入に向けて、自治体クラウド開発実証事業の実施や自治体クラウド推進本部の設置など、その普及促進に取り組んでいます。

県としても、市町向けサービスの提供状況や国の動向などの情報を収集し、県と全市町で構成する「三重県電子自治体推進連絡協議会」などの場で市町に提供するとともに、情報セキュリティの信頼性や事業者が倒産した場合のサービスの継続性、サーバ設置場所が日本国法令の及ぶ範囲であるかなど、クラウド特有の課題・留意点などの検討を行っていくこととしています。

注2)クラウドコンピューティング(クラウド)：サービス提供事業者の保有するハードウェア、ソフトウェアなどの機能を、ネットワークを介して利用する形態です。



平成23年度情報システム関連予算額（システム別）

（単位：千円）

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額	
政策部	情報政策室	三重県中小システム統合サーバ	○	5,847	5,847	
		三重県リモート保守環境（共通機能基盤）		3,903	3,903	
		公的個人認証サービス		46,704	30,781	
		職員ユーザアカウント集中管理システム		791	791	
	電子業務推進室	三重県ホームページ及び情報提供システム（MACS）	○	24,267	24,151	
		県政情報動画配信システム		4,907	4,908	
		情報基盤整備	○	446,666	441,878	
		テレビ会議システム		1,468	1,468	
		アンケートシステム		630	630	
		総合文書管理システム	○	51,188	45,176	
		三重県電子申請・届出システム	○	17,231	17,231	
		三重県GIS（MieClickMaps,M-GIS）	○	15,831	14,883	
		グループウェア	○	73,397	73,397	
		三重県情報ネットワーク	○	313,083	313,083	
		簡易WEBデータベースシステム		1,488	1,488	
		職員ユーザ認証システム	○	5,670	5,670	
		県有光ファイバー維持管理		4,488	4,488	
		総合行政ネットワーク	○	60,759	57,184	
	広聴広報室	県民の声データベースシステム		546	588	
		IT広聴事業システム		1,260	1,260	
	土地・資源室	土地取引規制実態統計処理システム		294	294	
	市町行財政室	住民基本台帳ネットワークシステム	○	145,443	135,331	
		起債管理システム		100	100	
統計室	統計業務LANシステム		558	558		
	鉱工業生産指数地域システム		269	269		
総務部	(総務)人材政策室	人材マネジメントシステム	○	31,625	30,995	
		給与システム	○	510,637	153,037	
	福利厚生室	給与システム（恩給年金事務システム）		7,236	6,952	
		三重県職員健康管理システム		1,943	1,943	
	総務事務室	総務事務システム	○	83,417	83,417	
	予算調整室	県政報告書のホームページ		219	219	
		起債管理システム		84	84	
		みえ政策評価データベース		7,224	4,407	
		予算編成支援システム	○	27,173	27,154	
	税務政策室	総合税システム	○	359,849	348,203	
		地方自治情報センター受委託業務		11,058	11,058	
		自動車税、自動車取得税の電子申告システム（OSSシステム）		75,576	649	
		電子納付システム		12,078	12,078	
		電子申告システム	○	45,893	17,770	
		不動産取得税家屋評価システム		11,257	11,257	
		地方税法第48条滞納整理支援システム		5,467	3,472	
	管財室	公有財産管理システム		890	890	
		会議室予約等管理システム		1,071	1,071	
	法務・文書室	法規集データベースシステム		3,688	3,045	
		公益認定等総合情報システム		448	448	
	防災危機管理部	防災対策室	防災情報提供プラットフォーム	○	35,131	34,885
			職員参集メール配信ASPサービス		1,472	1,292
	生活・文化部	消防学校	入校者管理システム		378	378
情報公開室		情報公開制度運用状況集計システム		63	0	
	人権センター	人権センター（図書システム）		2,063	1,882	

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額
生活・文化部	勤労・雇用支援室	ホームページ「おしごと三重」		662	400
		津高等技術学校ホームページ		40	40
	図書館	三重県図書館情報ネットワーク		1,500	1,500
		図書館総合情報システム	○	6,409	6,409
	斎宮歴史博物館	斎宮跡調査管理システム		627	627
	美術館	美術館情報システム事業(バーチャルミュージアム)		251	251
健康福祉部	健康危機管理室	感染症発生動向調査システム		3,489	3,489
	薬務食品室	食品衛生事務処理システム		1,512	756
		と畜検査情報処理システム		494	494
		食品等収去検査事務処理システム		378	683
		メディカルパレー構想関連HP		483	483
		薬務関係事務処理システム		4,571	3,401
		毒物劇物保有状況等データベースシステム		423	423
		FD申請・審査システム		396	1,296
		麻薬関係事務処理システム		252	252
		ふぐ取扱認定者等免許管理システム		142	142
	健康づくり室	特定疾患医療・先天性血液凝固因子障害医療・小児慢性特定疾患医療・育成医療及び養育医療システム		3,150	3,150
	医療政策室	医療ネットみえ(広域災害・救急医療情報システム、お医者さん・歯医者さんネット)	○	189,564	190,614
		免許管理システム		13,633	11,932
	社会福祉室	生活保護システム		12,530	12,398
		援護システム		3,303	3,303
		国民健康保健月報処理システム		539	539
	長寿社会室	介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム		2,153	2,153
		介護サービス情報の公表システム		18,190	0
		介護保険事業者指定情報等管理システム		1,155	1,155
		介護給付適正化システム		60	30
	障害福祉室	障害福祉サービス指定事業者等管理システム		898	898
		三重県障害者手帳交付システム		9,456	7,560
		精神保健業務システム		1,298	1,298
		知的障害者相談支援システム		461	461
		高齢者住宅・障害者住宅整備資金償還事務システム		63	63
	子ども家庭室	(特別)児童扶養手当システム		1,036	0
		児童相談所児童記録システム		1,960	1,960
		母子及び寡婦福祉資金貸付金事務電算処理及び償還金口座振替処理システム		10,139	8,736
	草の突りハビリセンター	給食システム		63	63
		医療事務新システム(オンライン請求対応)		441	441
あすなる学園	あすなる学園医事会計システム(新システム)		7,161	7,161	
環境森林部	環境森林総務室	環境総合情報システム	○	4,594	4,598
	廃棄物監視・指導室	産業廃棄物監視・指導支援システム		1,552	712
	地球温暖化対策	環境総合監視システム	○	7,989	7,989
	森林・林業経営室	森林資源情報管理システム(森林GIS)		1,775	1,775
	林業研究所	林業研究所インターネット接続		57	57
農水商工部	農山漁村室	三重の里いなか旅のススメウェブサイト		50	50
	農業経営室	三重県農業近代化資金システム		4,779	4,781
	農産物安全室	三重県土壌診断・堆肥流通支援システム		977	977
	マーケティング室	三重ブランド情報発信HP		1,890	1,890
		生産履歴確認システム		1,118	1,118
		みえの安心食材登録者管理システム		1,890	1,890
みえ地物一番の日キャンペーン管理システム			1,260	1,260	

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額	
農水商工部	水産資源室	漁船登録・漁業許可システム		630	642	
		漁獲管理情報処理システム		1,738	1,714	
	水産経営室	漁業近代化資金利子補給計算システム		192	192	
	商工振興室	みえの中心市街地活性化NAVI		200	200	
	金融経営室	貸付金管理システム		63	63	
		ものづくり中小企業データMAP		3,576	0	
	企業立地室	外国企業向けHP設計製作		500	500	
		産業用地情報のデジタル化		900	1,600	
	水産研究所	NOAA/HRPT受信解析装置保守		735	735	
		水産研究所インターネット接続		86	86	
	農業研究所	農業研究所インターネット接続		114	114	
	農産物安全室	三重県家畜防疫対策システム		10,920	0	
	農業研究所	植物工場施設効率分析診断システム		980	1,129	
県土整備部	県土整備総務室	県土整備部予算システム		80	80	
	公共事業運営室	三重県公共事業電子調達システム	○	84,559	61,693	
		公共工事進行管理システム	○	316,205	226,640	
		公共工事設計積算システム	○	51,893	51,893	
		公共事業情報統合データベース	○	218,700	13,550	
	維持管理室	道路情報管理システム		3,066	3,066	
	河川・砂防室	河川情報提供業務		2,218	2,218	
		気象情報オンライン提供業務		101	101	
		土砂災害情報提供システム		14,627	12,082	
	下水道室	下水道台帳システム		2,205	2,205	
		固定資産台帳システム		464	420	
	建築開発室	開発許可システム		1,686	1,686	
		宅建業システム		2,400	2,400	
		建築確認支援システム		3,924	4,704	
	住宅室	県営住宅使用料等口座振替システム		1,182	1,182	
		県営住宅管理システム通称「アットホーム」		11,103	10,610	
	景観まちづくり室	屋外広告物台帳管理システム		525	525	
		屋外広告業登録システム		1,680	1,680	
	出納局	出納総務室	財務会計・予算編成支援システム	○	66,820	66,820
		会計支援室	三重県物件等電子調達システム	○	39,341	38,109
企業庁	北勢水道事務所	維持管理情報システム(マッピング)		10,072	15,562	
	企業総務室	企業庁ファイルサーバシステム		1,193	700	
	財務管理室	企業庁財務会計システム		4,309	4,309	
	中勢水道事務所	維持管理情報システム(マッピング)		995	6,310	
	南勢水道事務所	維持管理情報システム(マッピング)		1,260	1,260	
	企業総務室	企業庁一人一台パソコン		29,930	29,930	
	病院事業庁	県立病院経営室	財務会計システム(含固定資産管理システム・起債管理システム)		2,146	2,146
県立総合医療センター新事務系ネットワーク				10,000	10,000	
県立総合医療センター人事給与システム				2,500	45,000	
県立総合医療センター財務会計システム				500	15,000	
総合医療センター こころの医療センター		県立総合医療センター医療情報システム	○	319,045	323,330	
		医療事務オンラインシステム(医事会計システム)		8,412	8,412	
		医事電算システム処方入力オプション		2,995	2,995	
		オーダリングシステム	○	11,832	10,931	
一志病院		医療事務オンラインシステム		8,160	8,205	
志摩病院		志摩病院医療情報システム	○	138,271	138,407	
	志摩病院ホームページ年間保守管理業務委託		550	635		

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額	
議会事務局	議会事務局	会議録検索システム		1,890	1,890	
		三重県議会図書室図書管理システム		3,113	1,415	
教育委員会事務局	教育総務室	学校情報「くものす」ネットワーク	○	314,910	294,078	
		小中学校給与・旅費システム	○	181,526	170,423	
	予算経理室	三重県高等学校口座振替等システム		15,296	15,350	
		県立学校事務処理マニュアル「事務提要ウイキ」		3,850	630	
	(教委)人材政策室	教職員人事管理システム	○	30,923	30,923	
	福利・給与室	義務教育費国庫負担金等算定システム		8,263	7,748	
		退職手当算定システム		1,925	1,733	
		小中学校給与システム		3,937	3,937	
		小中学校旅費システム		3,204	3,204	
		過重労働対策報告システム		2,817	2,771	
	学校施設室	公立学校施設整備費執行事務管理システム		517	517	
	高校教育室	各県立学校のパソコン教室		225,055	177,755	
		県立学校図書館資料共有ネットワークシステム		2,200	2,200	
		県立高等学校紹介ホームページ		356	356	
		県立学校成績処理システム		19,500	0	
	人権教育室	人権・同和教育学習教材作成用コンピュータ		74	74	
	特別支援教育室	特別支援企業訪問管理システム		10,076	1,799	
	研修指導室	ネットDE研修システム		8,954	8,954	
		コンピュータネットワーク総合研修システム		50,204	23,558	
	警察本部	情報管理課	県警ネットワーク基盤整備	○	274,017	263,420
汎用コンピュータシステム			○	109,370	108,612	
自動車保管場所管理システム				4,000	4,000	
車両関係システム				2,105	2,105	
情報管理システム			○	8,379	8,379	
捜査管理システム				1,515	1,375	
文書管理システム				5,229	5,229	
運転免許管理システム			○	60,718	60,718	
三重県警察インターネット接続システム				16,552	12,773	
会計課			三重県警察国費旅費管理システム		1,334	1,369
広聴広報課		犯罪被害者総合支援システム		4,422	3,311	
厚生課		三重県警察職員健康管理システム		3,410	3,410	
通信指令課		三重県警察通信指令システム	○	157,069	152,043	
少年課		児童ポルノ検索システム		307	307	
生活環境課		サイバー犯罪捜査支援システム		1,792	1,792	
刑事企画課		捜査支援システム	○	77,415	76,098	
交通規制課		自動車保有関係手続きのワンストップサービスシステム(OSS)の整備		99,294	231	
組織犯罪対策課		暴力団情報・国際犯罪情報管理システム		4,397	4,397	
		疑わしい取引情報照合システム		459	459	
鑑識課		三重県指紋情報管理システム	○	55,989	55,989	
交通指導課		解析図化機リース		1,487	1,487	
		三重県警察放置駐車違反管理・処理・反則通告システム		40,053	37,386	
		交通事故自動見分システム		958	958	
運転免許センター		ICカード免許証発行システム	○	34,357	34,357	
		運転免許証ファイリングシステム		4,989	4,988	
		国外運転免許管理システム		699	1,749	
		運転経歴証明書・IC免許証住所追記システム		25,348	25,348	
交通企画課		交通情報総合管理システム(TIAS)		36,821	40,214	
		交通安全施設管理システム		57,365	30,152	
少年課		マインドネットシステム		1,083	1,071	
合計			201システム	42	6,166,321	5,070,088

5. 伊勢志摩であい交流スクエア整備用地（まつり博跡地）の利用について

1 経緯

- (1) 伊勢志摩であい交流スクエア整備用地（まつり博跡地）については、伊勢市が推進しようとする「伊勢フットボールヴィレッジ構想」に資するため、平成20年2月15日、土地交換契約を締結し、県営サンアリーナ前の県有地と高台部分（北側の奥）の市有地の交換を行いました。
- (2) 「伊勢フットボールヴィレッジ構想」に基づくサッカーコートの整備については、世界新体操選手権大会（平成21年9月7日～13日）終了後、速やかに整備をすることとしていました。
- (3) 平成21年10月1日、伊勢市から文書によりサッカーコート等の整備の遅延について申し出があり、これまで、県からは、早期に整備する旨の要請を行ってきました。
- (4) 平成23年2月7日、伊勢市はサッカーコート等の整備に着手する旨の表明を行いました。

2 サッカーコートの整備

伊勢市が発表した内容は次のとおりです。

- ・整備内容 人工芝コート2面、クラブハウス、駐車場約600台
- ・整備期間 平成23年度～平成24年度
- ・土地造成等は、伊勢市が平成23年度当初予算に計上し、施工を行い、施設整備は民間企業が行い、完成後、施設を市に寄付を行う予定

3 今後の対応

サッカーコート等と既存の県営サンアリーナ等が相乗効果を発揮し、「伊勢志摩であい交流スクエア整備構想」に基づき策定された「まつり博跡地の活用方針」にある「交流連携の場」としてふさわしいものとなるよう、伊勢市と情報共有を図るとともに、関係部局等と連携して、取り組んでまいります。

6 熊野古道等を生かした地域活性化について

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、日本で初めて遺産全体が文化的景観として登録されたものであり、東紀州地域における地域活性化の核となる資源です。熊野古道の保全と活用については熊野古道に関わる地域の人びとや市町等とともに「価値に気づく」「守り伝える」「伊勢路を結ぶ」を目標に取り組んでいます。

1 現状

(1) 価値に気づく

熊野古道の歴史的、文化的価値を、地域の人びとに改めて認識していただくための取組を行っています。

具体的には、熊野古道を育み守ってきた自然、暮らしなどを簡潔にまとめたテーマ別冊子3種類を作成し、熊野古道センター、小中学校等へ配付しています。

また、熊野古道の価値や魅力を地域の人びとが自ら紹介していく「熊野古道まちなか案内所」を、平成23年3月17日に東紀州地域の5市町、それぞれ1か所設置します。

さらに、熊野古道センターでは、熊野古道写真学校参加者による作品展や道の世界遺産を紹介する「日欧巡礼の道」写真展を開催しました。

(2) 守り伝える

熊野古道の歴史的、文化的価値を後世に守り伝えていく取組を行っています。

熊野古道センターでは、旅人と地域の人びととの交流の歴史を紹介する「熊野古道伊勢路のおもてなし」や川の熊野古道を紹介する「筏師の道」などの企画展を開催しています。また、熊野古道とその周辺の史跡等を紹介するツアーや自然観察会などを行っています。

東紀州観光まちづくり公社では、みえ熊野学の研究成果を生かし、5市町ごとの巡回講座や三大都市圏における文化講座を開催しています。また、熊野古道語り部友の会が実施する新規語り部養成講座や地域の中学生を対象とした現地学習会への支援を行うとともに、熊野古道保存会の活動に対しても、草刈機等の購入費用などの支援を行っています。さらに、熊野古道伊勢路を核とした旅行商品等を企画し、三大都市圏の旅行会社へエージェントセールスを行い、熊野古道来訪者の増加等につなげています。

(3) 伊勢路を結ぶ

熊野古道を伊勢から熊野までのつながった参詣道として、来訪者が通して歩くことができるルートづくりを行っています。

具体的には、来訪者の好みに応じて選択できる自然や歴史をテーマとした「熊野古道伊勢路ウォーク」を企画し、平成23年2月に実施しました。また、来訪者が地域の魅力をより深く味わうことのできる新たな周遊ルートを設定し、通路やサインの整備を行いました。

(4) その他

「里創人熊野倶楽部」では、130にもおよぶ体験型メニューを用意し、熊野古道歩きや三反帆熊野川遊覧などのツアーを実施しています。

また、東紀州地域観光圏整備事業を活用して、携帯電話QRコードの作成など来訪者の利便性の向上をはかるとともに、韓国、台湾の雑誌への熊野古道の魅力の掲載や英語版のホームページの作成を行うなど海外に向けて情報発信を行っています。

さらに、奈良県、和歌山県と連携して、熊野古道等を紹介するDVDの作成やウォークイベントなどに取り組んでいます。

2 今後の取組

今後とも、集客交流の拠点として整備した「熊野古道センター」や「里創人熊野倶楽部」を活用しながら、熊野古道を生かした取組を進めるとともに、熊野古道の文化的価値を地域が一体となって後世に伝える取組を支援していきます。

7 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について

1 地域での^{うま}美し国おこし

(1) 「座談会」等の開催状況

「地域づくりに取り組んでいる」または「これから始めようとする」住民の皆さんを対象に、地域の課題や将来の展望を語る場である座談会や説明会等を市町と調整のうえ、平成22年4月から23年2月に538回、取組の開始以降1,155回開催しました。

(2) パートナーグループ登録の状況

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、自発的に地域をより良くしていこうとする活動を行うパートナーグループに、平成22年4月から23年2月に100グループ、取組の開始以降253グループに登録していただきました。

(3) サポートメニュー

① 人材育成研修

ファシリテーション研修、広報・情報発信研修を平成21年度から3年間にわたり、それぞれ県内3地域で実施しています。今年度は、あわせて延べ82名の方に受講いただきました。

② 専門家派遣

一次製品の直売所の経営や地域資源を活用した商品開発など、パートナーグループの取組を活性化するために、今年度は平成23年2月末現在で、13件（延べ29回（日））の専門家の派遣を行いました。

③ 財政的支援

パートナーグループによる地域づくりを進めるため、必要な初期投資に係る費用を対象に、今年度はこれまでに、7件、市町と合わせて約501万円（うち実行委員会負担約285万円）を支援しました。

- ・NPO法人三重ドリームクラブ（津市）
「手作り甲冑隊で使用する太鼓やのぼり等の購入」
- ・亀山みそ焼きうどん本舗（亀山市）
「調理機材やPR用の着ぐるみ等の購入」
- ・麻生の浦会（鳥羽市）「味噌づくりに必要な調理器具の購入や施設整備」
- ・ごたーげさん（木曾岬町）
「規格外トマトを活用したトマトソースを生産するための施設整備」
- ・元丈の里 営農組合（多気町）
「米を米粉に加工するための高速粉砕器の購入」
- ・海守り（紀北町）
「海の環境教育プログラムに必要なデジタルカメラや顕微鏡等の購入」
- ・大紀ふれあいまつり実行委員会（大紀町：市町・パートナーグループが
参画した実行委員会等への支援）
「大紀ふれあいまつりに必要なスタッフジャンパーやのぼり等の購入」

(4) 拡大座談会

- ① 熊野地域・合同拡大座談会（三重県青年農業士連絡協議会と共催）
開催日：平成22年8月17日（火） 参加者21名
- ② 拡大座談会 in 菰野（菰野町社会福祉協議会と共催）
開催日：平成22年9月30日（木） 参加者93名
- ③ 「熊野古道伊勢路」語り部・ガイドの会拡大座談会
開催日：平成22年10月1日（金） 参加者36名
- ④ 桑名市拡大座談会（桑名市と共催）
開催日：平成22年10月2日（土）～10月3日（日） 参加者100名
協力：慶應義塾大学環境情報学部、四日市大学研究機構
- ⑤ 桑員地域拡大座談会（いなべ市、東員町、とういんボランティア市民活動支援センターと共催）
開催日：平成23年2月12日（土） 参加者180名
協力：いなべ総合学園高校（開催場所）、桑名西高校、相可高校
内容：
・地域資源を生かした地域づくりのヒントとなるゲストトーク
・観光甲子園本選出場校（横浜市立みなと総合高校、和歌山県立新翔高校）の高校生によるプレゼンテーション、ワークショップ

2 テーマに基づき全県的に取り組む^{うま}美し国おこし （平成22、23年度）

「人と自然の“絆”づくり」の理念に基づき、テーマを「海の命・森の命」として取組を展開しています。（主な取組は別紙1のとおり）

3 「^{うま}美し国おこし・三重」成果発表（活動報告）・交流会

(1) 成果発表・交流会（平成21年度）

開催日：平成22年6月6日（日）参加・来場者 約2,200名

場 所：メッセウイング・みえ展示ホール

内 容：①「^{うま}美し国おこし・三重」の取組、②キックオフプロジェクトの紹介
③パートナーグループのステージ発表、④ワールドカフェ（大規模交流会）、⑤トークタイム～「^{うま}美し国 三重」の未来を語る～
⑥パートナーグループを始めとする団体の活動の展示・体験・物販

(2) 活動報告・交流会

開催日：平成22年12月18日（土）参加者 約600名

場 所：三重大学 三翠ホール

内 容：①「^{うま}美し国おこし・三重」のこれまでの取組の活動報告
②ワークショップ
ア ソーシャルレジャーで楽しく環境活動しよう！
イ 資源循環のしくみづくりを広めよう！
ウ 新たな体験交流プログラムを作ろう！
③ワールドカフェ方式で行う大規模な交流会

4 取組の検証・評価

「^{うま}美し国おこし・三重」実行委員会に、取組の検証・評価を行う評価委員会を平成22年6月に設置し、これまで3回の委員会を開催してきました。委員会としての意見を取りまとめるために開催した第3回委員会の主な意見概要は別紙2のとおりです。

「海の命・森の命」テーマプロジェクト 平成22年度実施状況 ①

別紙1

I 自然環境の継続的な保全・回復プロジェクト

- I-1 まるごとソーシャルレジャー発信プロジェクト
- I-2 竹プロジェクト
- I-3 三重の森林と木づかいフェアプロジェクト
- I-4 海づくりプロジェクト

I-1 まるごとソーシャルレジャー発信プロジェクト

自然環境の継続的な保全・回復の活動に、より多くの参加者や協力者を得るため、海岸清掃や竹林整備等の社会貢献活動に楽しみを加えた取組を「ソーシャルレジャー」として情報発信します。

★ Yahoo! ボランティアによる情報発信

「ソーシャルレジャーで休日を楽しくすごそう!」と題し、Yahoo! ボランティア(ホームページ)の機能を利用して、11月にソーシャルジャーのコーナーを新設し、情報発信しています。

★ ソーシャルレジャーPR用チラシの配布

Yahoo! ボランティアのスタートに合わせて、「美し国おこし・三重」の取組趣旨とホームページアドレス等をお知らせする内容のチラシを県内各地で配布しています。



I-2 竹プロジェクト

竹林の整備や活用といった、「竹」を中心に活動しているグループの活動の輪をさらに広げていくきっかけとなる取組を行います。

今回、第1弾としてバンブーエイド「桑西・竹の十三夜」を実施しました。

★ バンブーエイド「桑西・竹の十三夜」

日時：平成22年10月20日(水) 15:30~20:00

場所：桑名市志知東山 桑名西高等学校隣接地の竹林

主催：「美し国おこし・三重」実行委員会

協力：桑竹会(パートナーグループ)、桑名西高等学校、桑名北高等学校、地元連合自治会、地元連合農家組合等

参加者：100名

概要：パートナーグループや高校生、地元住民の皆さんとともに、伐採竹の搬出や清掃活動、竹チップによる竹の遊歩道の整備、竹灯籠の設置などにより、幽幻的な雰囲気を演出し、竹林を楽しむ「バンブーエイド」を開催しました。今後、多様な主体で取り組む竹の活用や竹林整備について他地域への波及をめざします。

I-3 三重の森林と木づかいフェアプロジェクト

県民の森林づくりに対する理解を深めるため、森づくり月間である10月に県が名張市で実施した「三重の森林と木づかいフェア」と連携し、森づくりの活動の交流・連携の輪を広げ、情報発信を行いました。

★ 三重の森林と木づかいフェア

日時：平成22年10月2日(土) 10:00~16:00

場所：名張市夏見 名張市総合体育館

主催：三重県(環境森林部)

共催：「美し国おこし・三重」実行委員会

来場者：4,400名

概要：主に森林づくりに関連するパートナーグループに、ブース出展やステージ発表いただき、森林づくり関係者などとの交流・連携を図る機会としていただくとともに、今後の新たな連携のきっかけづくりとしました。

I-4 海づくりプロジェクト

「里海」伊勢湾や熊野灘を再生し、豊かな海の恵みを取り戻すため、海づくりのグループ活動の輪を広げることをめざすプロジェクトです。

第1回三重の海づくりシンポジウムの開催に協力し、これを契機に海づくりに関連するグループの交流会を重ね、海岸清掃活動や啓発活動の実施につなげていきます。

★ 第1回三重の海づくりシンポジウム

日時：平成22年8月21日(土) 15:00~18:30

場所：四日市市楠町 四日市楠プラザ

主催：みえの海づくり実行委員会

(事務局：四日市ウミガメ保存会(パートナーグループ))

協力：「美し国おこし・三重」実行委員会

参加者：100名

概要：講演やミニコンサート、ミュージカルのほか、それぞれのグループの海づくりの活動紹介が行われ、交流のきっかけづくりが行われました。



「海の命・森の命」テーマプロジェクト 平成22年度実施状況 ②

Ⅱ 自然の恵みの循環と活用プロジェクト

- Ⅱ-1 ぐるぐるアグリ・ネットワークプロジェクト
- Ⅱ-2 ぐるぐるアグリ・マーケットプロジェクト

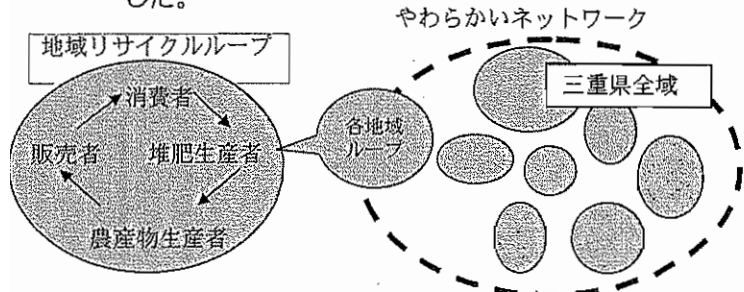
Ⅱ-1 ぐるぐるアグリ・ネットワークプロジェクト

生ごみや未活用な有機資源の堆肥化を進めているグループ、農産物生産者、販売者、消費者をつなぎ地域単位での「地域リサイクルループ（地域資源のリサイクル循環）」の形成と、コミュニティの絆づくりを進めます。さらに、成功体験を共有する等の情報交換や勉強会の場として、県内で広域的に「やわらかいネットワーク」づくりを行い、全県的な広がりをめざします。

★ 講演会（「地域資源と台所をつなぐ」）及び交流会（ワールド・カフェ方式）
（テーマプロジェクトミーティング）
日時：平成22年8月22日（日）13:30～16:30
場所：東員町大字山田 東員町保健福祉センター
主催：NPO法人生ごみリサイクル思考の会（パートナーグループ）
協力：「美し国おこし・三重」実行委員会
参加者：講演会94名、交流会46名
概要：第1弾として、生ごみリサイクルにかかる講演会の開催に協力し、関係者の交流会をワールドカフェ方式で実施し、連携のきっかけづくりとしました。



★ 生ごみリサイクルフォーラムin鳥羽
（テーマプロジェクトミーティング）
日時：平成23年2月4日（金）～5日（土）
場所：鳥羽市鳥羽 戸田家
主催：NPOとばりサイクルネットワーク（パートナーグループ）
共催：鳥羽市、「美し国おこし・三重」実行委員会
参加者：講演・発表会161名、分科会 60名
概要：第2弾として、鳥羽市でフォーラム（講演・事例発表・分科会・全体討議）を開催し、生ごみの堆肥化への取組事例の発表や分科会でのリサイクルループの取組を進める上での課題などについて討議しました。活動を行う住民グループや行政、企業が、今後の活動に生かすための情報交換を行うとともに、交流を通じて今後さらに取組の輪を広げる契機としました。



Ⅱ-2 ぐるぐるアグリ・マーケットプロジェクト

ぐるぐるアグリ・ネットワークプロジェクトの地域リサイクルループの中で生じる農産物等の販路確保及び地域リサイクルループの認知拡大のための取組を展開していきます。

★ 四日市大学学園祭への出展
日時：平成22年10月23日（土）～24日（日）
場所：四日市市営生 四日市大学
主催：「美し国おこし・三重」実行委員会
概要：四日市大学の大学祭に大きくすファーム、ぽっかぽかの会などパートナーグループが出展し、販売及びPRを行いました。

★ 亀山食の祭典への出展
日時：平成22年11月21日（日）
10:00～15:00
場所：亀山市東御幸町 亀山市文化会館
主催：「美し国おこし・三重」実行委員会
来場者：5,000名
概要：亀山食の祭典にぽっかぽかの会（パートナーグループ）が出展し、販売及びPRを行いました。

「海の命・森の命」テーマプロジェクト 平成22年度実施状況 ③

Ⅲ 自然の持つ新たな魅力の発見と創造プロジェクト

- Ⅲ-1 三重南部体験プログラム開発プロジェクト
- Ⅲ-2 ニューツーリズムプロジェクト

Ⅲ-1 三重南部体験プログラム開発プロジェクト (チャレンジキャンププロジェクト)

海・山・川といった地域の豊かな自然資源を生かし、三重南部地域（松阪・伊勢志摩地域～東紀州地域）において、小学生・中学生・高校生・大学生などを対象とした宿泊型の体験合宿など教育的視点に立った各種体験プログラムや仕組み、受け入れ体制の構築をめざします。

第1弾として、関西大学サッカー部の体験合宿を受け入れ、モニターを実施しました。

★関西大学サッカー部の受け入れとモニター

日時：平成22年8月11日（水）～13日（金）

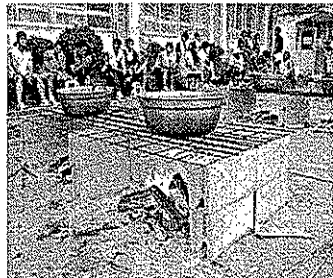
場所：多気町、尾鷲市、紀北町

主催：どんぐりの会（パートナーグループ）

共催：「美し国おこし・三重」実行委員会

参加者：学生156名

概要：体験プログラムとして、あばばい九鬼、奥川ファームなどのパートナーグループの受入により荒れた田んぼの復元、地域のごみステーションの製作、大敷網の清掃補修、竹林整備などを実施しました。今後、モニター結果を生かして、受け入れ体制の構築など体験プログラムの開発をめざします。



Ⅲ-2 ニューツーリズムプロジェクト

三重の自然が持つ癒し、健康、精神性といった自然の新たな魅力を再発見し、新たな集客・体験交流へと結びつけるニューツーリズムを促進します。第1弾として次のフォーラムとモニターツアーを実施しました。今後、県内の他地域でのモニターツアーも検討し、新たな集客体験交流や商品開発等につなげていきます。

★「ココロとカラダの健康ツーリズム」フォーラム

日時：平成22年10月16日（土）9:30～17:10

場所：伊勢市朝熊町 三重県営サンアリーナレセプションルーム

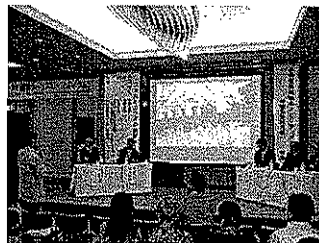
主催：医食同源みえ（パートナーグループ）

共催：「美し国おこし・三重」実行委員会など

参加者：50名

概要：新しいツーリズム形態の情報発信を行う

「フォーラム」（「地球交響曲第七番（ガイアシンフォニー第7番）」上映会と講演・パネルディスカッション）を開催しました。



★「ココロとカラダの健康ツーリズム」モニターツアー

日時：平成22年10月17日（日）9:30～17:00

場所：多気町（旧勢和村）車川 油田公園

主催：医食同源みえ（パートナーグループ）

共催：「美し国おこし・三重」実行委員会など

参加者：20名

概要：ヨガ、薬膳料理体験と薬草ウォーキング等を開催しました。



★ココロとカラダの健康ツーリズム交流会
(テーマプロジェクトミーティング)

日時：平成22年11月14日（日）15:30～17:00

場所：多気町相可1587-1 多気町民文化会館ホール

主催：医食同源みえ（パートナーグループ）

共催：「美し国おこし・三重」実行委員会

参加者：20名

概要：車川地区でのモニターツアーなどの事例紹介やココロとカラダの健康ツーリズムの今後のあり方について交流会を実施しました。

第3回「美し国おこし・三重」評価委員会（3月1日開催）

主な意見概要

平成22年度の取組に係る検証、評価について

- ・ 2年間掘り起こしのための話し合いに終始した感が強く、次のステップに移る時期に来ている。集大成の具体的な姿を示すとともに、掘り起こしたグループを支援し、地域の活性化につなげていくという目的や手法を明確にしたわかりやすいものとする必要がある。
- ・ 取組全般にわたって、県外から得ているノウハウ・知識等を地域に還元していく必要がある。その受け手としては、市民活動センター等の中間支援組織や住民自治協議会、そして市町・県職員が挙げられる。また、活動しているグループに還元することも重要である。
- ・ 1つのターゲットに団塊の世代が挙げられる。団塊の世代が、自分達を支えるための仕組みづくりをこの10年間で行うことが重要である。

平成22年度プロデュース業務に係る検証、評価について

- ・ 座談会の開催や全てのパートナーグループの課題解決、目標実現に向けた道筋を示すなど、1年間に実施した業務量は十分に評価できるものであるが、パートナーグループから「美し国おこし・三重」で何ができるのか、どんな支援を受けることができるのかが分からないと言った話もあり、対話を重ねることで課題や目標を引き出すこと、グループ活動の自立・持続性を高めるための提案が積極的に行われていないことが見受けられる。
- ・ 回数や方法といった結果ではなく、その実施成果を求める契約仕様書を検討する必要がある。例えば、活動の結果に至る課題の整理やその解決方法等を報告書に記載し、知識・ノウハウ等を地域に還元させてはいかかがか。
- ・ 県外在住のプロデューサーや専門家による外からの目線の重要性は認識しつつも、取組期間の中盤を迎え、プロデューサーの役割を見直す時期にきていると考えられる。担い手支援におけるプロデューサー等の知識・ノウハウ等を県内の市民活動センターや県内在住のプロデューサー等に移管するため地域の人材を活用するなど、地域に還元する仕組みを構築しながら、業務移管・委託範囲の縮小を視野に入れた契約内容とする必要がある。

平成23年度実施計画（案）概要

1 地域での^{うま}美し国おこし

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の根幹である、地域の皆さんによる地域をより良くしていこうとする活動の発掘やその活動の支援を、市町を始めとする多様な主体と連携し、引き続き次のように行います。

(1) 座談会の開催

座談会は、地域づくりに関心のある皆さんや、既に地域づくりに取り組まれている皆さんなど、地域をより良くしていこうという思いをもつ住民の皆さんが集まる場です。600回を目標に開催し、地域の課題やビジョンについて話し合い、その解決策や方向性等を考えていきます。

(2) パートナーグループ登録

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、住民の皆さんが主体となり自発的に地域をより良くしていこうとする活動を行うグループとして、実行委員会に登録していただきます。

平成23年度は、新たな200グループの登録を目標とします。

(3) パートナーグループへの支援

人材・グループ育成支援、専門家派遣、広報・誘客支援、ネットワーク化支援、財政的支援等を行います。（「3担い手の育成と支援」の項目で説明）

2 テーマに基づき全県的に取り組む^{うま}美し国おこし

県内各地域のパートナーグループの活動の中から、共通する分野の活動を全県的に連携し、「テーマに基づき全県的に取り組む^{うま}美し国おこし」を展開します。

(1) 「海の命・森の命」

人と自然の“絆”づくりを理念に、平成22年度に引き続き、次のプロジェクトに取り組めます。

① ソーシャルレジャーで三重の自然を守ろうプロジェクト

社会貢献活動（ボランティア活動）に誰もが楽しめるレジャー活動を組み合わせたソーシャルレジャーを、「森・里」「川」「海」「熊野古道」の4つに分類して展開していきます。

② ぐるぐるアグリ・ネットワーク及びマーケットプロジェクト

生ごみや未活用な有機資源の堆肥化を進めているグループ、農産物生産者、販売者、消費者をつなぎ、地域単位での「地域リサイクルループ（地域資源のリサイクル循環）」の形成と、コミュニティの絆づくりをめざします。また、オーガニックマーケット等を通じて有機野菜等の販路確保及び地域リサイクルループの認知拡大のための取組を展開していきます。

- ③ チャレンジキャンプ及びココロとカラダの健康ツーリズムプロジェクト
自然豊かな県南部を中心に、自分で目標を設定し、課題を乗り越える力など、生きる力を身につけ、人間力を高めるチャレンジキャンプと三重の自然の持つ、癒し・健康・精神性等の新たな魅力を発掘・再発見する取組を行い、集客・交流・体験プログラムの開発や受入体制づくりを進めます。

(2) 「地域の誇り・地域の夢」

人と地域の“絆”づくりを理念に、平成23、24年度に行う具体的な取組を検討していきます。

3 担い手の育成と支援

(1) 人材（キーパーソン）育成

地域づくりをとおして「新しい時代の公」の担い手となる人材の育成を目的として次の研修を行います。

① ファシリテーション研修

「メンバー同士の気持ちや意見の方向性をまとめたい」「地域づくりをサポートしたい」という皆さんを対象に研修を桑名、伊賀、尾鷲の3地域で実施します。(4日間 20人/地域)

② 広報・情報発信研修

「グループの活動をもっとアピールしたい」「上手に宣伝して販売や誘客を伸ばしたい」という皆さんを対象に研修を鈴鹿、松阪、熊野の3地域で実施します。特に動画を活用した広報技術の習得に力を入れ、実践まで行います。(3日間 20人/地域)

③ マネジメント研修

「組織を安定的に運営し、活動を継続させるための資金を自分たちの手で集めたい」という皆さんを対象に研修を四日市、松阪の2会場で実施します。研修後には交流会（意見交換会）を実施します。

- 【内容】 ・セミナー 2時間（組織論・資金調達・CSRなど）
・交流会（意見交換会） 2時間 80人/会場

(2) グループ育成

パートナーグループのニーズを把握し、必要に応じて専門家派遣の実施やネットワークコーディネーターによる連携支援を行います。

(3) 中間支援組織の創設と機能の拡充

中間支援組織の創設や機能の拡充をめざすパートナーグループや、将来的にそのような役割を担うことを目標に掲げて活動するパートナーグループに対して支援を行うとともに、中間支援組織育成の仕組みづくりについては、県・市町におけるNPO関連施策を推進する部局と連携して取り組

んでいきます。

(4) 専門家派遣

パートナーグループの活動を活性化し、課題の解決を支援するために、それぞれの案件にふさわしい専門家を派遣します。その際には、県内の専門家を優先して派遣します。

(5) 広報・誘客、ネットワーク化支援

個々のパートナーグループの活動紹介や活動への参加・協力募集の告知等を行い、広報・誘客活動を支援します。

「^{うま}美し国おこし・三重」サポーターズクラブにおいて、本取組の趣旨に賛同し、応援していただける県内外の皆さんに引き続き登録の呼びかけを行うとともに、パートナーグループとサポーターとの協働、連携を進めます。

【成果発表・交流会】

1年間の取組の成果発表と3年間の取組を総括するとともに、次年度以降の集大成に向けた活動の抱負を語り合う交流会を開催します。

県内全域にわたってのパートナーグループ間相互の交流・連携を促進するとともに、「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の情報発信の機会とすることを目的とします。

【時 期】平成24年2～3月頃の1日

【場 所】県内大型施設

【参加者】パートナーグループを始め、県内外から2,000人規模を想定

(6) 財政的支援

パートナーグループの活動の持続性を高め、地域に貢献しながら安定した活動が行えるよう、グループの自立・持続性を高める取組として認定されたプロジェクトに係る初期投資に対して支援します。

また、昨年度に引き続き、市町を中心として地域の多様な主体が参画（パートナーグループの参画を必須とします。）した実行委員会が行う「^{うま}美し国おこし・三重」の趣旨に沿った取組に対して支援を行います。

4 広報宣伝・活動促進

- ① 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組を通じて、シンボルマークやマスコットキャラクターを用いて情報発信力を高め、取組全体の認知・理解の促進を図ります。
- ② 地域での「^{うま}美し国おこし・三重」活動（個々のパートナーグループの取組）の認知促進について、個々のパートナーグループに焦点をあてた情報発信をいろいろな媒体を通じて行います。
- ③ テーマに基づき全県的に取り組む^{うま}美し国おこしの取組の積極的な情報発信を行います。
- ④ 地域ごと、マスコミ媒体ごとの特性に応じて、取組を支援いただけるよう理解を求め、情報提供や取材依頼を行います。

- ⑤ パートナーグループが自ら積極的に情報を発信する機運を高めるとともに、地域の皆さんが地域のことを情報発信しようとする取組との連携を図ります。

【媒体例】

- ア 「^{うま}美し国おこし・三重」だより、座談会だより「あむあむ」の発行
- イ 「県政だより」への定期的な取組状況等の掲載
- ウ 三重テレビによる定期的な取組状況等のお知らせ
- エ 地域雑誌への取組の掲載
- オ ホームページ、メールマガジンの発行
- カ 啓発グッズの配付 など

【県内イベントとの連携】

平成22年度に引き続き、県、市町を始めとする各種イベントにブース出展やマスコットキャラクターの着ぐるみ参加等により、本取組のPRを行うとともに、可能な場合は展示エリアへのパートナーグループ出展を斡旋し、グループの活動の成果を県民の皆さんに披露する場を提供します。

6 目標と評価検証・記録

- ① 別紙のとおり、全体指標及び個別の取組指標とそれぞれに対する目標を設定します。
- ② 自立・持続可能な地域づくりのためのしくみ等の評価・検証を行うための記録を行うとともに、記録した成果を情報発信し、「^{うま}美し国おこし・三重」の取組への参画促進等に生かしていきます。

7 協賛・協力

「^{うま}美し国おこし・三重」は、多様な主体で推進していく取組であることから、住民の皆さんや団体・企業などの協賛や協力を呼びかけながら進めていきます。

【全体指標と目標の設定】

- ① 地域への愛着度
三重県が実施する「一万人アンケート」による「地域への愛着度」
- | | |
|------------------|-------|
| 2011年（平成23年）目標 | 72%以上 |
| (2014年（平成26年）目標) | 75%以上 |
- ② パートナーグループの活動充実・満足度
この取組に参画するパートナーグループの自己評価による活動充実・満足度
- | | |
|------------------|-------|
| 2011年（平成23年）目標 | 70%以上 |
| (2014年（平成26年）目標) | 70%以上 |
- ③ 集客・交流者数
三重県における観光レクリエーション入込客数
- | | |
|------------------|----------|
| (2014年（平成26年）目標) | 3,500万人) |
|------------------|----------|

【個別の取組指標と目標の設定】

- ① 自発的な地域づくりのグループの発掘、育成
パートナーグループとして登録されたグループ数
- | | |
|------------------|--------------|
| 2011年（平成23年）目標 | 200グループ |
| (2014年（平成26年）目標) | 延べ1,000グループ) |
- ② 自立性・持続性を高める仕組みづくり
自立・持続のしくみの構築数（中間支援組織・機能）
- | | |
|------------------|--------|
| 2011年（平成23年）目標 | 精査中 |
| (2014年（平成26年）目標) | 延べ30件) |
- ③ 新たなイベントスタイルによる地域力の結集と成果の情報発信
- ア) ネットワーク構築数
- | | |
|------------------|--------------|
| 2011年（平成23年）目標 | 320グループ |
| (2014年（平成26年）目標) | 延べ3,000グループ) |
- イ) 地域活動参加率
- | | |
|------------------|------|
| 2011年（平成23年）目標 | 21% |
| (2014年（平成26年）目標) | 25%) |
- ④ その他の個別の取組指標と目標の設定
座談会開催数
- | | |
|--|------|
| | 600回 |
|--|------|

8 平成21年度包括外部監査結果に対する対応結果について

1 外部監査の概要

平成21年度包括外部監査は、「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行」をテーマに実施されました。

監査の要点は、所管部局の管理に関する経費の算定・支出の方法、指定管理者の協定等に基づく施設の管理、収支の経理等の適切性などでした。

2 政策部の外部監査の対象と結果

政策部は、「県立ゆめドームうえの」及び「県立熊野古道センター」における平成20年度の状況について監査を受けました。

各施設の監査結果及び意見は次のとおりでした。

- ・ 県立ゆめドームうえの 【結果】 1件 【意見】 8件
- ・ 県立熊野古道センター 【結果】 0件 【意見】 7件

(参考：各施設の指定管理者)

- ・ 県立ゆめドームうえの・・・伊賀市
- ・ 県立熊野古道センター・・・特定非営利活動法人
熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク

3 監査結果に対する対応

〔県立ゆめドームうえの〕

(1) 指定管理料と県有施設としての意義について

【意見概要】

ゆめドームうえのは、ゆめぼりす伊賀の中核施設として、県と伊賀市の相互協力を前提として設置されたものであり、現状の県の支出に関して、必ずしも過去の支出に縛られるべきものではなく、まず、現状における県有施設としての意義を検討した上で、現状において県が負担すべき金額等について、伊賀市と調整を進めることが望まれる。

【政策部の対応】

これまで「ゆめドームうえの」の管理運営費については、県と市の負担割合について建設当時の経緯を踏まえ、協議を行い決定してきました。

次期の指定管理の検討に際しては、これまでの経緯に加え、県の果たす役割を考慮し、県有施設としての意義があるとの判断のもと、管理運営費の市負担について県・市間で協議を進めました。

その結果、次期の指定期間で市の負担割合を段階的に低減していくことで協議が整いました。

これを受けて、協議事項における指定管理料の債務負担行為について、議会に諮っています。

(2) 県の所管部局によるモニタリング（管理運営等の日常的な点検）手続について

【意見概要】

モニタリング手続について、ヒアリングすべき事項などを洗い出し、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

【政策部の対応】

今後、改正された「指定管理者の制度の手引き」に基づき、本庁担当室と地域機関間で情報共有を図りながら連携してモニタリングの実施を行います。

(3) 管理業務経費の報告額について

【結果概要】

業務運営において真のコストが報告されなければ、指定管理者と三重県の負担分を正確に把握することができないので、事業報告においては、人件費の工数による按分額等、運営により生じたコストを漏れなく計上する必要がある。

【指定管理者の対応】

平成21年度の事業報告において、人件費に係る支出項目を見直すとともに、伊賀市職員の人件費を計上し、運営コストを的確に反映するよう見直しを行いました。

(4) 料金収受に関する規定について

【意見概要】

利用料金の収受業務の委託において、料金収受の具体的内容を仕様書に盛り込むと共に、受託先でも現金管理業務に関するマニュアルを作成することが望まれる。

【指定管理者の対応】

指定管理者が委託している利用料金の収受業務について、平成22年度の委託契約において仕様書で、具体的な内容について定めるとともに、受託者において、現金管理業務に関するマニュアルの作成を行いました。

(5) 料金の後納について

【意見概要】

三重県立ゆめドームうえの条例では料金の後納は例外的に認められているが、後納となる場合は、後納申請書を受け取り、指定管理者の承認のもと行われることが望まれる。

【政策部及び指定管理者の対応】

利用料金の後納については、例外的に認められるという観点から、承認する場合を限定するとともに、申請者は、後納申請書を提出し、指定管理者の承認のもと行われるよう、手続き面での変更を行っていきます。

【指定管理者の対応】

振込みによる納入については、利用時に領収書等による入金確認を行うように対応方法の変更を行っていきます。

利用料金の回収管理のため、督促のマニュアルを指定管理者において作成を行っていきます。

(6) 利用要領の周知について

【意見概要】

料金収受に関しては、「ゆめドームうえの利用要領」が作成されているが、この利用要領はどこにも公開されていないので、作成された要領を活用して運営に役立てていくことが求められる。

【指定管理者の対応】

「ゆめドームうえの利用要領」については、ホームページへの掲載により広く周知を図るとともに、館内での掲示、周知により利用者に対し適切に説明を行うことで周知を図っているところです。

(7) 長期修繕計画の策定について

【意見概要】

ゆめドームうえのは設立から10年以上経過しており、長期修繕の計画は策定されていないので、指定管理者は三重県と協議のうえ、長期的な修繕計画を立てることが望まれる。

【政策部及び指定管理者の対応】

修繕すべき項目について、短期・中期・長期的な項目について県と指定管理者間で整理を行うとともに、長期修繕にかかる計画の策定に向けて協議を進めていきます。

(8) 県有備品の管理について

【意見概要】

県有備品の有無や使用可能か否か等について、指定管理者の現物確認による把握が行われていないので、年度協定に合わせ、県有備品の現物確認は年に1度は行うことが必要である。

【政策部及び指定管理者の対応】

今後、改正された「指定管理者の制度の手引き」に基づき、県有備品の現物確認、指定管理者による現物確認の状況について本庁担当室と地域機関間で情報共有を図りながら連携してモニタリングの実施を行います。

(9) 再委託先の選定理由について

【意見概要】

施設管理業務の再委託契約については、伊賀市が随意契約を締結しているが、その理由について、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に当てはまるものかどうかは判断できない。また、当該業務の契約金額は前年度と同額になっており、経年でコスト削減が図れていないため、随意契約理由をより明確にすることが望まれる。

【指定管理者の対応】

施設管理業務の委託契約における随意契約理由について、地方自治法施行令第167条2項第1項の規定に該当する理由について見直しの検討を平成22年度で行い、その結果、平成23年度からは随意契約理由をより明確にすることとしました。

〔県立熊野古道センター〕

(1) 県の所管部局によるモニタリング（管理運営等の日常的な点検）手続について

【意見概要】

県の所管部局によるモニタリング手続については、マニュアルや手順書を作成しておくとともに、現在実施している帳簿や通帳との照合もできる限り痕跡を残しておくことが望まれる。

【政策部の対応】

総務部で全庁的に標準化を図るべく作成した「指定管理者制度に係るモニタリングチェックリスト」に基づき、「熊野古道センターモニタリングチェックリスト」を作成しました。また、帳簿や通帳との照合については、チェックリストの中で実施内容や実施日の記録を残すようにしました。

(2) 委託先特定非営利活動法人に対する貸館料について

【意見概要】

指定管理者は体験学習事業の運営・実施業務を委託しているが、委託先の団体が別途主催している体験学習については貸館料を徴収していない。契約内容の見直し、貸館料の徴収等の対応策をとることが望まれる。

【指定管理者の対応】

委託先の団体が別途主催している体験学習を精査した結果、熊野古道センターの体験学習事業としてふさわしい事業であったため、契約内容を見直し、これらの事業も指定管理者の主催事業としました。そのため、貸館料を徴収する必要はなくなりました。

(3) 利用料金の徴収について

【意見概要】

貸館業務等の利用料金の徴収について、後払いの場合は後払申請書を入手する必要がある。また、延滞について定義づけるとともに、督促のマニュアルを設け、入金管理を行う必要がある。

【指定管理者の対応】

後払申請書を必ず提出してもらうことにしました。また、利用料金については一覧表を設け管理するとともに、利用料の振込み予定日を許可書に記載して通知し、その日が過ぎたら「延滞」と定義づけて業務課の職員が督促の連絡をすることにしました。

(4) 利用料金の減免について

【意見概要】

平成20年度は減免申請が2件あったが、うち1件は申請書に減免理由が明確に記載されていなかった。減免理由の記載を受け、減免の判断を的確に行うことが望まれる。

【指定管理者の対応】

施設利用料金減免申請書に減免理由の記載を受けることを徹底し、減免の判断を的確に行うことにしました。

(5) 特別展示室の利用状況について

【意見概要】

特別展示室は、過去に県立美術館から借り受けた資料の特別展示を行ったのみであり、現状この他には活用されていないので、その活用方法について、企画し実行していくこと。また、県所管部局も、このような企画を立案し実行させるためのサポートを行うことが望まれる。

【指定管理者の対応】

平成22年度において特別展示室で、「世界のお箸展」（8月4日から18日まで）、写真展「日欧巡礼の道」（9月4日から30日まで）、「村田龍正展」（10月1日から3月31日まで）を開催し、活用に努めました。

【政策部の対応】

指定管理者と特別展示室の利活用について協議を行い、地域の収集家や県立博物館等の団体とも連携しながら有効に活用していくよう助言しました。また、県が寄贈を受けた写真パネル「日欧巡礼の道」について、寄贈を記念した作品展を開催できるよう計りました。

(6) 人員配置と財源について

【意見概要】

図書資料室は平成21年度からは緊急雇用創出事業により人員を配置し、毎日開館しているが、限られた指定管理料の中で継続可能な形で人員配置を検討することが望まれる。

【指定管理者の対応】

平成22年度においても国の緊急雇用創出事業により人員を確保しており、平成23年度も同様に県へ依頼し確保したいと考えていますが、その後は指定管理者職員を交替で図書室に配置し、図書室を管理しながら日常の事務を行うことを検討しています。

(7) 利用実態に合わせた料金設定について

【意見概要】

センター開設から約3年が経過し、施設の利用実態が把握できるようになったため、利用料金の体系について見直すべき時期が来ているのではないかと。まずは、関係者が十分に意見を交換し合うことが必要である。

【指定管理者の対応】

交流ロビーは地域のイベントやコンサート等に無料で貸し出ししています。会議室、和室、体験学習室等の料金設定のある施設をイベント等の控え室や準備室として一体的に貸出しを行っています。

【政策部の対応】

交流ロビーの利用にあわせて、料金設定のある施設を控え室や準備室としてできるだけ一緒に貸し出すよう助言しました。

平成21年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
II. 個別施設の監査結果		
○三重県立ゆめドームうえの		
(1) 指定管理料と県有施設としての意義について【意見】		
<p>ゆめドームうえのは、ゆめぼりす伊賀の中核施設として、県と伊賀市の相互協力を前提に設置され、健康増進から情報提供機能を果たす施設としての役割を果たしている。</p> <p>指定管理料については、指定管理業務に係る支出合計と利用料収入の差額の一部である。この経緯につき、所管部局に質問したところ、ゆめドームうえの設置当時は、管理運営費については上野市（現在の伊賀市）が負担とすることとされてきたが、平成11年度より上野市の依頼を受けて県が2分の1を負担することとなったものである。この負担割合については、当時の政策的判断により決められたとのことであった。指定管理者制度が導入された当初においても、協定書における支出額の上限の決定方法について選定委員からの質問に対し、管理運営委託当時の県費支出を参考として算出している旨の回答がなされている。</p> <p>ゆめドームうえのが、伊賀市との相互協力を前提として設置されたものであるとするならば、現状の県の支出に関して、必ずしも過去の支出に縛られるべきものではないといえる。まず、現状における県有施設としての意義を検討した上で、現状において県が負担すべき金額等について、伊賀市と調整を進めることが望まれる。</p>	<p>【政策部対応結果】</p> <p>これまで「ゆめドームうえの」の管理運営費については、県と市の負担割合について建設当時の経緯を踏まえ、協議を行い決定してきました。</p> <p>次期の指定管理の検討に際しては、これまでの経緯に加え、県の果たす役割を考慮し、県有施設としての意義があるとの判断のもと、管理運営費の市負担について県・市間で協議を進めました。</p> <p>その結果、次期の指定期間で市の負担割合を段階的に低減していくことで協議が整いました。</p> <p>これを受けて、協議事項における指定管理料の債務負担行為について、議会に諮っています。</p>	政策部
(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】		
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、本庁担当室でなく地域機関である県民センターで実施しており、本庁担当室では地域機関の実施している確認方法が文書で共有化されていないとのことであった。</p> <p>現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>【政策部対応結果】</p> <p>今後、改正された「指定管理者の制度の手引き」に基づき、本庁担当室と地域機関間で情報共有を図りながら連携してモニタリングの実施を行います。</p>	政策部
(3) 管理業務経費の報告額について【結果】		
<p>平成20年度の支出のうち人件費の内容は、利用料金の收受業務の委託先である財団法人伊賀市文化都市協会（以下「文化都市協会」）の職員に支払われたものであった。通常、当該支出は委託費に含まれるべきものである。また、指定管理者である</p>	<p>【指定管理者対応結果】</p> <p>平成21年度の事業報告において、人件費に係る支出項目を見直すとともに、伊賀市職員の人件費を計上し、</p>	伊賀市

<p>伊賀市からは市職員2名が業務に関与しているほか、館長も伊賀市職員であるが、伊賀市職員分の人件費は収支状況報告に一切反映されていないことが判明した。伊賀市に当該人件費の概算金額について問い合わせたところ、平成20年度実績で2,160千円が算出されるとのことであった。このことはすなわち、ゆめドームうえのを運営するにあたって必要となる実際の経費が、伊賀市の報告よりも2,160千円多く必要であったことを表す。このように業務運営においてかかった真のコストが漏れなく報告されなければ、指定管理者と三重県の負担分を正確に把握することができない。ひいては、仮に公募選定に移行した場合には指定管理料の積算を誤る虞がある。</p> <p>事業報告においては、指定管理者の実際の購入支出のみならず、人件費の工数による按分額等、運営により生じたコストを漏れなく計上する必要がある。</p>	<p>運営コストを的確に反映するよう見直しを行いました。</p>	
<p>(4) 料金収受に関する規定について【意見】</p>		
<p>指定管理者は、利用料金の収受業務を文化都市協会に委託している。そのため、利用者から納付された料金を一旦文化都市協会が預かり、月次で伊賀市に納付している。しかし、料金収受の具体的な内容については契約書および仕様書にほとんど記載がなく、委託先独自でもマニュアル等の文書化が行われていない。</p> <p>指定管理者は、業務を委託する場合であっても、当該業務が有効かつ効率的に実施されるための統括的管理を行う必要がある。特に料金収受は、不正・横領の対象となりやすい現金取扱業務であり、委託元である伊賀市からの厳格なモニタリングの必要性が高いといえる。</p> <p>現状、伊賀市職員は、文化都市協会に現金管理について口頭にて指導するほか、月報・利用許可書綴り・領収済通知書綴りによって資料間の整合性を確認しているが、こうした業務分担状況が文書化されていないため、個々の職責が不明瞭であり、今後担当者の変更等が生じた場合にも、迅速な対応が困難となる。</p> <p>料金収受の具体的な内容について、仕様書に盛り込むと共に、これを受けて受託先でも日々の現金管理業務に関するマニュアルを作成することが望まれる。</p>	<p>【指定管理者対応結果】</p> <p>指定管理者が委託している利用料金の収受業務について、平成22年度の委託契約において仕様書で、具体的な内容について定めるとともに、受託者において、現金管理業務に関するマニュアルの作成を行いました。</p>	<p>伊賀市</p>
<p>(5) 料金の後納について【意見】</p>		
<p>三重県立ゆめドームうえの条例では料金の後納は例外的に認められているが、後納の場合も特に申請書等の提出を受けていない。実務的には、相手先が官公庁の場合には後納を認めているほか、施設利用において発生した追加代金の納入の場合に後納として扱っているとのことであった。本来、貸倒リスクの回避や迅速な資金回収という目的から、後納は限定的とすべきである。利用者の都合により後納となる場合は、後納理由と支払予定時期を記載した後納申請書を受け取り、指定管理者の承認のもと行われることが望まれる。</p> <p>また、一部、振込による納入が認められているが、その場合の納入期限は納入通</p>	<p>【政策部及び指定管理者対応結果】</p> <p>利用料金の後納については、例外的に認められるという観点から、承認する場合を限定するとともに、申請者は、後納申請書を提出し、指定管理者の承認のもと行われるよう、手続き面での変更を行っていきます。</p> <p>【指定管理者対応結果】</p> <p>振込みによる納入については、利用時に領収書等による入金確認を行うように対応方法の変更を行っていき</p>	<p>政策部 伊賀市</p>

<p>知書発行後 15 日以内となっている。そのため、利用日付近に申請があると、結果的に後納となる場合があり得る。振込による入金の際も、前納は原則として守られるべきであり、利用時に振込が確認できない利用者については、後納申請書を提出させることが望まれる。</p> <p>また、納期限を過ぎたものについては、納付書発行簿やエクセルの管理表をもとに把握され督促が行われているが、督促のスケジュール等についても明確化されていない。利用料金の回収管理のため、督促のルールを明確化することが望まれる。</p>	<p>ます。</p> <p>利用料金の回収管理のため、督促のマニュアルを指定管理者において作成を行っていきます。</p>	
<p>(6) 利用要領の周知について【意見】</p>		
<p>料金収受に関しては、「ゆめドームうえの利用要領」が作成されている。これは、利用者に向けて利用料金の紹介や利用料の納付方法について説明している資料である。</p> <p>しかし実際には、この利用要領はどこにも公開されていない。利用要領は、利用者が利用方法を簡潔に把握するための情報が記載されているほか、例えば、料金収受は前納が原則で「利用者の責めに帰するキャンセルは返金しない」という点など、利用者にとってデメリットとなる部分の記載もある。このような重要な要領が何ら利用者に示されていない状態で、真に指定管理者が利用者の便宜を考慮して運営を行っているのか、疑問が残るところである。現状は、口頭で利用申込時に説明しているとのことであるが、後にトラブルが生じた際にそのことを証明することは非常に困難である。</p> <p>仕様書において上記規定を作成することを求めている理由について理解し、作成された要領を活用して運営に役立てていくことが求められる。</p> <p>なお、第 2 回目の現地視察実施後、利用要領はホームページへの掲載及び館内での掲示が行われている。</p>	<p>【指定管理者対応結果】</p> <p>「ゆめドームうえの利用要領」については、ホームページへの掲載により広く周知を図るとともに、館内での掲示、周知により利用者に対し適切に説明を行うことで周知を図っているところです。</p>	伊賀市
<p>(7) 長期修繕計画の策定について【意見】</p>		
<p>ゆめドームうえのは設立から 10 年以上経過しており、近年は経年劣化に加え、フットサル等の利用率が高くなっているため、施設の傷みも目立つようになっている。そのため施設は大規模な改修についても視野に入れているが、長期修繕の計画は策定されていない。指定管理者は修繕の緊急度と予想される修繕費を調査し、三重県と協議のうえ、長期的な修繕計画を立てることが望まれる。</p>	<p>【政策部及び指定管理者対応結果】</p> <p>修繕すべき項目について、短期・中期・長期的な項目について県と指定管理者間で整理を行うとともに、長期修繕にかかる計画の策定に向けて協議を進めていきます。</p>	政策部 伊賀市
<p>(8) 県有備品の管理について【意見】</p>		
<p>県有備品は、県と指定管理者の間で、基本協定書上管理物品として個別に挙げられている。しかし、県有備品の有無や使用可能か否か等について指定管理者の現物確認による把握が行われていない。</p> <p>協定書における県有備品の管理条項は、現物があって初めて成立すべきものであ</p>	<p>【政策部及び指定管理者対応結果】</p> <p>今後、改正された「指定管理者の制度の手引き」に基づき、県有備品の現物確認、指定管理者による現物確認の状況について本庁担当室と地域機関間で情報共有を図</p>	政策部 伊賀市

<p>る。したがって、1年ごとに締結されている年度協定に合わせ、県有備品の現物確認は年に1度は行うことが必要である。また、基本協定書に県有備品の現物管理状況の報告を行う旨の記載がないが、このことが県有備品の実査が行われていないことの要因になっているのであれば、基本協定書の業務内容に備品の管理状況を報告すべき旨を記載することを検討することが望まれる。</p>	<p>りながら連携してモニタリングの実施を行います。</p>	
<p>(9) 再委託先の選定理由について【意見】</p> <p>伊賀市会計規則によれば、伊賀市が1,300,000円以上の契約を締結する場合には、原則として指名競争入札によらなければならないとされている。</p> <p>ゆめドームうえのの施設管理業務の再委託契約の契約金額は7,158,000円であるため、原則として指名競争入札により再委託先の選定を行わなければならない。また1,300,000円以上の契約である場合であっても例外的に随意契約によることができるケースもあるが、これは、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号のいずれかに該当する理由によらなければならない。</p> <p>伊賀市が随意契約を締結している理由としては、当該施設開館以来、管理委託をしており、受付業務等当該施設の管理ノウハウを持っているため、スムーズに事務処理が遂行されることを挙げている。この理由について、これだけでは地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に当てはまるものかどうかは判断できない。</p> <p>また、1,300,000円以上の再委託業務のうち随意契約によっているのは当該施設管理業務のみである。他の再委託業務は指名競争入札によっていることもあり契約金額の低減効果が表れているが、当該施設管理業務については前年度と同額になっている。このように経年でコスト削減が図れていないため、随意契約理由をより明確にすることが望まれる。</p>	<p>【指定管理者対応結果】</p> <p>施設管理業務の委託契約における随意契約理由について、地方自治法施行令第167条2項第1項の規定に該当する理由について見直しの検討を平成22年度で行い、その結果、平成23年度からは随意契約理由をより明確にすることとしました。</p>	<p>伊賀市</p>

平成21年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
○三重県立熊野古道センター		
(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】		
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、担当職員が現地の視察を週に1回程度実施し、清掃の状況など、主に施設的美観面を確認しているとのことであった。また、月に1度施設運営会議が実施されており、県の職員も出席し、業務報告を受けているとのことであった。</p> <p>また、県議会第2回定例会に向けて指定管理の評価を行うために年度の収支決算書の内容につき、帳簿や通帳との照合を実施しているが書類等では残していないとのことであった。</p> <p>誰がチェックを行っても同水準の手続が行えるように、マニュアルや手順書を作成しておくとともに、現在実施している帳簿や通帳との照合もできる限り痕跡を残しておくことが望まれる。</p>	<p>【政策部対応結果】</p> <p>総務部で全庁的に標準化を図るべく作成した「指定管理者制度に係るモニタリングチェックリスト」に基づき、「熊野古道センターモニタリングチェックリスト」を作成しました。また、帳簿や通帳との照合については、チェックリストの中で実施内容や実施日の記録を残すようにしました。</p>	政策部
(2) 委託先特定非営利活動法人に対する貸館料について【意見】		
<p>熊野古道センターは、指定管理者とは別の特定非営利活動法人Aに、体験学習事業の運営・実施業務を委託している。</p> <p>Aは当該受託に基づく業務を実施するほか、年間10回程度自らが主催して体験学習を実施しているが、この事業に関しては、貸館料を徴収していない。これは、Aの使用目的がセンターの自主事業と大きく異なる内容であり、指定管理者の事業目的自体に適った活用方法であるためとの説明を受けた。確かに、センターの自主事業は、契約書によれば1回あたり20,000円(1,200,000円÷60回)のコストがかかっていると計算され、これに対して体験学習室の貸館料は1日3,200円となっており、貸館料を差引いてもAの主催事業とした方がコスト的に有利なものとなっている。</p> <p>しかし、Aの代表者は指定管理者の理事を兼務しており、このような関係性から優遇措置を取っているかのような誤解を招く虞もある。また、今後指定管理者の変更等があった場合に、トラブルの要因となる可能性もある。</p> <p>契約内容の見直し、貸館料の徴収等の対応策をとることが望まれる。</p>	<p>【指定管理者対応結果】</p> <p>委託先の団体が別途主催している体験学習を精査した結果、熊野古道センターの体験学習事業としてふさわしい事業であったため、契約内容を見直し、これらの事業も指定管理者の主催事業としました。そのため、貸館料を徴収する必要はなくなりました。</p>	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク
(3) 利用料金の徴収について【意見】		
<p>利用料金は主に貸館業務について発生し、現金または振込によって徴収している。振込入金相手先の口頭による申請に対応して受け付けており、特に振込入</p>	<p>【指定管理者対応結果】</p> <p>後払申請書を必ず提出してもらうことにしました。ま</p>	特定非営利活動法人熊野古

<p>金に関する申請書は徴収していない。また、振込の場合は、キャンセル時の煩雑回避のため基本的に後払いとなっているが、入金期日を特に設けていない。入金の有無についてはエクセルシートにて管理されているが、延滞日数に応じた督促処理などの規定はない。幸い、これまで貸倒はないとのことであるが、平成20年度の管理表を閲覧したところ、施設利用後3カ月程度入金がなかった案件も存在した。施設の健全な運営のためには、利用の促進のみならず、その後の利用料回収も確実に行われなければならない。</p> <p>後払いの場合は後払申請書入手する必要がある。また、延滞について定義づけるとともに、督促のマニュアルを設け、入金管理を行う必要がある。</p>	<p>た、利用料金については一覧表を設け管理するとともに、利用料の振込み予定日を許可書に記載して通知し、その日が過ぎたら「延滞」と定義づけて業務課の職員が督促の連絡をすることにしました。</p>	<p>道自然・歴史・文化ネットワーク</p>
<p>(4) 利用料金の減免について【意見】</p>		
<p>熊野古道センターでは、利用料金の減免は、「施設利用料金減免申請書」に基づいて行われる。</p> <p>平成20年度は減免申請が2件あったが、うち1件は申請書に減免理由が明確に記載されていなかった。減免理由の記載を受け、減免の判断を的確におこなうことが望まれる。</p>	<p>【指定管理者対応結果】</p> <p>施設利用料金減免申請書に減免理由の記載を受けることを徹底し、減免の判断を的確に行うことにしました</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p>
<p>(5) 特別展示室の利用状況について【意見】</p>		
<p>研究収蔵棟にある特別展示室は、過去に県立美術館から借り受けた資料の特別展示を行ったのみであり、現状この他には活用されていない。</p> <p>その理由は、特別展示室には一定の状態を保てるようなガラスケースが設置されており、文化庁の認定を受けた国宝級の文化財の展示が可能であるが、その機能に見合った展示品の借受、搬送には多大なコストがかかることにある。また、特別展示室は面積が狭く、積極的な活用に二の足を踏んでいるような状況である。</p> <p>しかし、こうした特別展示室のような稼働率の低いスペースの活用方法について、企画し実行していくことも、指定管理者に期待される役割の一つである。当初の目的どおり重要文化財等の展示が可能であればそれに勝ることはないが、特別展示室の機能に合わせた展示品にこだわることなく、別の方法で使用することも一案である。</p> <p>コストがかかるからといって閉じたままでは、室の持ち腐れと言わざるを得ない。まずは、利用者に特別展示室の存在をアピールし、その存在を知ってもらうことから始めることが肝要である。</p> <p>また、県所管部局に対しても、このような企画を立案し実行させるためのサポートを行うことが望まれる。例えば、全庁あるいは県民にスペース活用のための提案を募集すること、周辺自治体や地元の熊野古道関連団体からの意見を得ることが考えられる。</p>	<p>【指定管理者対応結果】</p> <p>平成22年度において特別展示室で、「世界のお箸展」(8月4日から18日まで)、写真展「日欧巡礼の道」(9月4日から30日まで)、「村田龍正展」(10月1日から3月31日まで)を開催し、活用に努めました。</p> <p>【政策部対応結果】</p> <p>指定管理者と特別展示室の利活用について協議を行い、地域の収集家や県立博物館等の団体とも連携しながら有効に活用していくよう助言しました。また、県が寄贈を受けた写真パネル「日欧巡礼の道」について、寄贈を記念した作品展を開催できるよう計りました。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p> <p>政策部</p>

<p>(6) 人員配置と財源について【意見】</p> <p>センター内の図書資料室は研究収蔵棟にあり、平成20年度までは土日のみ開館していたが、平成21年度はセンター開館時間中常時開館している。平成21年度においては常時開館のために図書資料室専任スタッフを雇用しているが、その財源として政府の緊急雇用創出事業を利用している。したがって、現在は常時開館し人員を配置することが可能であるが、継続的に配置可能かどうかは疑問が残る。</p> <p>一旦常時開館としたにもかかわらず再度開館時間が短縮されれば、利用者サービスが低下することになる。この問題については、ボランティアの活用も検討されているが、限られた指定管理料の中で継続可能な形で人員配置を検討することが望まれる。</p>	<p>【指定管理者対応結果】</p> <p>平成22年度においても国の緊急雇用創出事業により人員を確保しており、平成23年度も同様に県へ依頼し確保したいと考えていますが、その後は指定管理者職員を交替で図書室に配置し、図書室を管理しながら日常の事務を行うことを検討しています。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p>
<p>(7) 利用実態に合わせた料金設定について【意見】</p> <p>現在の利用実態として、貸出先の利用内容によっては、料金設定されていない交流ロビーが使用されることがある。</p> <p>交流ロビーは、誰でも気軽にくつろぎ交流できる場というコンセプトで設置されたものであり、利用料金徴収に関しては多様な考え方があるであろう。しかし一方で、誰でも利用できるはずの場所が一部でも占用されるようなことがあれば、他のセンター内の貸出施設との不公平感を生みかねない。</p> <p>センター開設から約3年が経過し、施設の利用実態が把握できるようになったため、利用料金の体系について見直すべき時期が来ているのではないだろうか。</p> <p>まずは、関係者が十分に意見を交換し合うことが必要である。その上で、利用料金を改定し条例の改正が必要であると判断されたのであれば、そのために関係者は尽力すべきであろう。</p>	<p>【指定管理者対応結果】</p> <p>交流ロビーは地域のイベントやコンサート等に無料で貸し出ししています。会議室、和室、体験学習室等の料金設定のある施設をイベント等の控え室や準備室として一体的に貸出しを行っていきます。</p> <p>【政策部対応結果】</p> <p>交流ロビーの利用にあわせて、料金設定のある施設を控え室や準備室としてできるだけ一緒に貸し出すよう助言しました。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p> <p>政策部</p>